

平成23年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成23年6月21日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第5 議案第41号 監査委員の選任について
- 第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第39号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第31号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第32号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第33号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第35号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第34号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第36号 平成23年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第38号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第40号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 橋 本 憲 治 君	2 番 佐 藤 静 基 君
3 番 工 藤 弘 喜 君	4 番 河 端 芳 惠 君
5 番 余 湖 龍 三 君	6 番 安 藤 義 昭 君
7 番 小 林 一 甫 君	8 番 西 山 由美子 君
9 番 山 本 朝 英 君	10 番 上 原 豊 茂 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 業 務 監	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	平 塚 晴 康 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 畝 光 邦 君
農 林 商 工 課 長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	林 秀 貴 君
上 下 水 道 課 長	竹 村 治 実 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管理課長・社会教育課長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅 野 宏 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成23年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員、全説明員の出席であります。

なお、谷本農業委員会会長から、今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

また、田古選挙管理委員長は、本日、欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が12件であります。

また、議会提案による議案が1件、選挙が1件であります。

その他、報告が4件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、佐藤静基君、3番、工藤弘喜君、4番、河端芳恵君、5番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

○議長（橋本憲治君） 議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。事前に皆さんにお知らせしておりますとおり、議会においてもクールビズの励行ということで、9月30日

までの間、ノーネクタイ、または上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

本定例町議会にあたり、提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、人事案件についてでございますが、識見を有する監査委員1名が、本年7月16日をもちまして任期満了となりますことから、監査委員の選任にご同意をいただきたく提案をさせていただいているところでございます。

次に、公用車事故に関する損害賠償の専決処分の承認について、提案をさせていただいております。

次に、条例の制定でございますが、3月に発生して東日本大震災により、被害を受けられた方の雑損控除等の特例を規定する町税条例の一部を改正する条例。

また、後ほどの執行方針の中で触れさせていただいていますが、町の奨学資金の貸付金額や償還期間を拡充する奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例。

医療費助成を拡充する訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をそれぞれ制定するため提案をさせていただいております。

次に、各会計予算につきましては、ご存じのように本年は統一地方選挙の年でもございまして、本年度の当初予算は、骨格予算となっておりますので、今定例会では一般会計予算をはじめとする各会計の政策的な予算を中心に提案をさせていただいているところであります。

一般会計につきましては、総額9,396万8千円の追加補正。

特別会計では、国民健康保険特別会計につきましては、10万6千円の追加補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、11万円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、938万1千円の追加補正。

下水道事業会計につきましては、100万円の追加補正。

さらに、水道事業会計では、第3条の予算の収入で738万1千円の減額補正。支出で214万7千円の追加補正。

第4条予算の収入で1,038万1千円。支出で570万円の追加補正をそれぞれ提案させていただいているところでございます。

平成23年度におきましては、補正提案をあせて一般会計の総額が41億2,500万5千円、特別会計とあわせると総額で58億400万2千円となるところでございます。

次に、報告でございますが、平成２２年度に承認をいただいた、きめ細やかな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、国の追加経済対策による各種の事業を平成２３年度に繰り越しましたので、ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上の議案１２件、報告２件の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

第２回定例町議会開会の挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

６月１０日に発生した「^{こうひょう}降雹を伴う集中豪雨」による農作物の被害状況について、翌１１日に網走農業改良普及センターとＪＡきたみらいとともに現地調査を行いましたので、その結果をご報告させていただきます。

被害面積につきましては、１７８．７６ｈａで、そのうち、^{こうひょう}降雹を伴う大雨被害が３３戸で１５８．６３ｈａ、大雨による表土流出等の被害が２３戸で２０．１３ｈａとなっております。なお、被害農家の実戸数につきましては、５０戸となっております。

^{こうひょう}降雹による被害をＪＡきたみらいの独自調査基準に基づく被害程度に分類しますとほとんどの葉が失われているものを「^{じん}甚」、大きな穴や欠損があるものを「^た多」、多少の穴や^{だぼく}打撲痕があるものを「^{しょう}少」としてしておりますが、これを作物別にあてはめますと玉ねぎが５９．９４ｈａで、そのうち、被害区分「^{じん}甚」が１２．４６ｈａ、「^た多」が２５．６８ｈａ、「^{しょう}少」が２１．８ｈａとなっております。

てん菜につきましては、６１．７４ｈａで、そのうち、被害区分「^{じん}甚」が２．１ｈａ、「^た多」が１３．６ｈａ、「^{しょう}少」が４６．０４ｈａとなっております。

他の作物は、被害程度が「^{しょう}少」となっておりますが、いもが１８．０２ｈａ、スイートコーンが７．２８ｈａ、デントコーンが７ｈａ、小麦が２．１ｈａ、豆類が１．９５ｈａ、薬草が０．６ｈａとなっております。

これらの被害作物については、今後の天候次第で回復するものもあるかと思いますが、収量への影響が懸念されるところでございます。

特に、玉ねぎにつきましては、被害程度「^{じん}甚」については、極めて厳しいといえますし、「^た多」や「^{しょう}少」についても適期に防除ができるかどうかによって差が大きく出てまいりますので、予断を許さない状況といえます。

町としましては、今後の状況の変化に注意しながら、農協とも連携し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

被害を受けた皆さんに、心からお見舞いを申し上げますとともに、今後、天候に恵まれ、一日も早く作柄が回復し、豊穡の出来秋が迎えらるることをお祈りし、このたびの^{こうひょう}降雹等の被害報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。

質疑は、１人２回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

９番、山本朝英君。

○９番（山本朝英君） ９番、山本です。被害状況は数字を示していただきましたので、

大体わかるのですが、この中で廃耕をするようなものも玉ねぎ等については、経費等々ありますから、何か出そうなところがあるのですが、その状況をもう少し詳細に、わかる範囲で結構ですので、お伺いをしたい。

もう1点は、この^{こうひょう}降雹とは違うのですが、その関係もありまして、昨日、一昨日に言われたところを回ったのですが、いろいろな河川で被害が多分出ていると思うのですが、たまたま昨日行ったところの1カ所は、現場を見せてもらったのですが、今なら災害的な予算でも付けば、少ない被害のうちに少ない予算でできるようなことがあるのですが、昨日見た現場については、もう一度、あの大きな雨等々がきますと大きな甚大な災害になり得るというような現場もあったのですが、町全体で、その調査等々の考えがあるのかどうかも含めてお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、今回の^{ひょう}雹害等による廃耕の状況についてのお尋ねを1点目いただきました。3月15日以降、共済組合で現地評価を実施していることを聞いてございます。6月15日以降です。申し訳ありません。その中で一定程度見てはいるのですが、昨日もある農家の方ともお話ししましたところ、やはり、中にはぎりぎりの今月いっぱいぐらいまで様子を見て、できれば何とか収穫するところまでもっていきたいという気持ちもある方もおりまして、まだ廃耕するかどうか決めかねているのが現状で、今のところ明らかに廃耕すると決定したものは承知してございません。

なお、今回被害のありました玉ねぎの^{じん}甚と多と分類される分につきましては、38.14ha ございます。廃耕になるとすれば、この圃場が多分廃耕になるかと思いますが、これについては、いずれも共済に加入している状況になってございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 2点目の今回の^{こうひょう}降雹等含めて、一時的な集中的な雨量によつての河川被害状況のご質問でございますが、確かに今回の雨については、夕方の時間的には30分程度でしたが、雨量的、地域的には弥生、福野を中心として、集中的に降ったことで、その短時間に対する雨量でいえば、相当数降った中で、河川整備はされているのですが、集中的に降ったということもありまして、被害を受けた状況がございました。その被害状況につきましては、特に、福野や弥生の実践会長はじめ地域の方々から、その状況をそれぞれの部署の中で、被害状況を確認しながら、今、土砂等で埋まっている状況が、一番被害的には大きいのですが、その辺は随時、今作業を進めておりまして、ほぼ、それは完了しております。

ただ、抜本的な解決ということになれば、今回の雨量に対応する災害対策として、今後その雨量も想定した中で、どのように対応していくか、今後、地域の方等を含めながら、対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 河川関係なのですが、実は、今言った弥生の^{こうひょう}降雹の関係で、一番被害が大きかったのは、会田氏の辺と思い、降った直後に行った時に北側の伊藤氏の南6線ぐらいになるのですか、あそこの箇所^{かん所}の土管が詰まって、オーバーフローし、草もあった。待避所があったから、都合よかったのですが、オーバーフローしても下の川に流れた。

後からよく聞いてみるとあの沢は、太田川と聞いたのですが、あの下は大丈夫なのかと昨日、一昨日と下のほうを見せてもらったのですが、護岸がはずれて、あれはどっちからきているか、山川氏の所からかですか。こんなことっていいのかは、分かりませんが、伊藤さんのほうから入っていった水が、高倉氏の所のぶつかっているのですが、護岸の下をもぐっているのです。あそこは、柵の下護岸がはずれて、水がその下を走っていることで、あれをおいておくと今後は大きな災害になるというようなこともあります。あの所の措置は、現場を見ておけばわかると思うのですが、今、軽度でないです。トラフがもう浮き上がり、水が下にもぐっていますから、そういうところの国というか、災害のそういった対策、修理できるようなものがあるとするなら、早急に取り組んだほうがいいのかなという感じがして見てきたのですが、何かあれば伺いたい。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 今、山本議員が言われた河川については、私も現場を把握しておりまして、今言われた上流側はもともと沢地だったのですが、基盤整備等が行われたこともあって、先ほど私が申し上げたように、今回の雨については、集中的に降り、畑の水がいきなりその土管に集まり、あふれてしまい、下流域に被害を与えたという状況でございますが、今言われているのは、太田川の支線と言われまして、支線そのものは、まだ未改修河川でありまして、若干、今までの雨等でも現況は埋まっており、今回も土砂等で埋まっておりますので、その辺、会長含めて地域の方と現場を見まして、時期的には早急に河川の土砂上げや今議員言われた太田川との合流点については、町の直営で直すことで、今どのような方法がいいかということも検討しながら、進めようと思っております。

ただ、今回の雨につきましては、一般的な国の補助事業による災害補助事業の中では、対象になり得ない状況でございますので、その中では、直営の中で今、進めることにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今回のこの被害につきましては、町長も積極的に現場を見られて十分承知と思いますが、対応につきましては、先ほどJAと調査中ということですから、共済のほうもありますし、農協と協調して対応する。これは資材と資金のことと思いますが、もう1つ、19年に、このような^{ひょう}害があった時に、町から見舞金という形で出したような記憶があるのですが、今回の場合は、その基準に達するような状況があったのか、現場を見て、この町としての見舞金については、どのような状況になるのか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、佐藤議員から見舞金の関係でご質問がございましたが、町の見舞金は、あくまで町単独事業で、過去には実施しておりましたが、廃止した年度は、定かではないのですが、19年以前には、既に廃止となっている事業であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山本議員と佐藤議員からの質問も含めて、総括的に答弁をさせて

いただきたいと思います。ご存じのとおり昨日道議会の農政委員会の議員10名と管内選出の道議会議員、高橋、日下、鳥越の計13名の道議会議員と道庁の農政部長以下幹部職員、オホーツク総合振興局の局長以下幹部職員が、本町に来ていただきまして、奥村良治氏の福野側の防風林より下の畑の現場を20分ほど、見ていただきました。その時にもお話をさせていただきましたが、19年度は、私どもの町でいきますと総体的に871.38haの被害がございました。20年度は、総体的に660.48haの被害がございました。今年度については、先ほど申し上げましたとおり全体としては、178.76ha、うち大雨被害で158.63haの状況でございますから、今年度については、北見市や大空町、美幌町から見ると面積的には極めて少ない状況でございました。

しかし、過去の例を見ても毎年このような形で雹^{ひょう}の被害がありますし、平成19年度は、6月22日、7月23日、7月26日と本当に3回連続、10月5日にも若干降ったということもありますし、20年度は6月11日と7月5日に降雹^{ひょう}があったことから、たまに起きるということよりは、もう通年化してきている状況です。

関連して山本議員からも出ていましたように、共済加入率が平成19年度は4.49%でしたが、本年については、90.60%と共済加入率が極めて高くなった状況にあります。自己防衛がやはり必要であることを農家の人たちも認識が大変強まったと思います。

昨日、私は農政委員会の皆さん方に3つほど提案をさせていただきました。雹^{ひょう}は突然降ることもありますが、前後して雨が集中的に降ってくる。その時、やはり水のはけ口になる

暗渠等々の畑総整備は、極めて重要という話を今日の道新にも一部出ておりましたが、引き続き、予算を減少させないで、やはりきちんとやってほしいことの要請と関連して、高橋道議から私に対する質問で出たのですが、今、山本議員が言われたように小河川の被害はないかとの話が出ましたので、私から太田川をはじめとする小さな素掘側溝からあふれたりとか、崩れたりしていることの話もさせていただきましたので、いずれにしてもこれらについては、激震やあるいは大規模災害にはなりませんが、町で計画的に毎年500万円から1千万円の単費をかけて、号線道路のU字溝を今入れはじめています。今年は、柏丘地域に200mほど入ってきていますが、その工事費はばかにならない。ぜひ、道費も含めて、小河川の改修あるいは補修も含めた予算に対する支援をお願いしたい。これは、道議会議員の皆さんもまったくそのとおりの意見であると理解し、帰っていただきましたので、この点については、私自身も農政部やいろいろなところにきちんと言っていきたいと考えているところでございます。

さらに、これは例年どおりでございますが、JAきたみらいで被害のまとめをしますもので、廃耕することも少しすると明らかになってきますが、それらに対する利子補給は、JAきたみらいと共同で行っていききたい。これは北見市も同じ考え方です。北見市は、大規模だったこともあり、今回、緑肥の種代を10分の10補助することを打ち出しているようでございますので、昨日、奥村氏の被災場所に3実践会の高園、弥生、福野の方たちが10数人集まったり、本町の状況話をしたら、一斉に皆、緑肥をまいて何とか地力を回復したいことのお話もございましたので、これも北見市と連動しながら、いずれ機会をみて、議会に提案し、補正等々を含め、今回の復旧に対する支援を町としても考えていきたいと考えているところでございます。

また、見舞金制度は、廃止の経緯がございますが、いずれにしても被災農家に対し、町

として、やるべきことをきっちりやっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（橋本憲治君） 日程第４、菊池町長から町政執行方針、山田教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 平成２３年第２回定例町議会の開会にあたりまして、平成２３年度の町政執行に向けて、私の基本的な考え方と追加予算に加え、繰り越し予算や当初予算で既に実施しているものもございしますが、それらを含めた中での執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、４月２４日執行の訓子府町長選挙におきまして、町民の皆さまから大きな期待と信任をいただき、２期目４年間の町政のかじ取りを担うことになりました。２期目においても依然として厳しい社会情勢化にあることから、初心を忘れることなく、責任の重大さを肝に銘じ取り組んでまいる所存でございます。

私の１期４年間につきましては、町財政状況の危機が叫ばれる中「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」を理念として、様々な政策を立ち上げてきたところであります。

２期目は１期目でお約束した公約を熟成させ、２期目の新たな政策として、「町民にやさしいまちづくり」をめざしていくため「訓子府の元気、新しい『７つの約束』」を掲げ町政の運営にあたっていく所存でございますので、町民の皆さまをはじめ、町議会議員の皆さま、国・道その他関係各方面のご支援、ご協力を賜りたいと存じますので重ねてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、日本の景気は、一段と厳しさを増し、景気低迷からの脱却を模索しており、数度に及ぶ経済対策により都市部では回復傾向が見られましたが、地方においては未だ回復が実感できる状況にありません。

加えて、３月１１日に東北地方を襲った東日本大震災は、地震、津波の被害に加えて福島原子力発電所災害を伴う複合災害であり、我が国の経済社会を揺るがすような未曾有の危機であり、３か月を過ぎ未だ多くの方が行方不明となっている状況にあります。亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りし、被災された皆さまにお見舞いを申し上げ、１日も早い復興を願うばかりであります。

また、復興の礎も緒についたばかりであり、今後も数兆円規模の復興費用が、想定されるなど今後の国家財政の逼迫や地方財政に及ぼす影響は予想もつかない状況にあります。

さらに、地方自治に関連して消費税値上げを福祉目的に、地方消費税の社会保障費への財源化など地方団体の意見を聞かず検討が進められ、また、国家公務員の給与切り下げに関連しては、地方交付税の単位費用削減などがとりざたされています。

さて、平成23年度の訓子府町予算につきましては、自主財源である町税が農業所得の増加により伸びが見られるものの歳入の大きな割合を占める地方交付税においては、若干回復傾向にあります。復興財源確保の関係もあり、今後は予測できない状況にあります。

本町の財政も各種指標や公債残高は好転していますが、厳しい状況は続くと思われますので、さらなる行政改革、事務事業の見直しや各種事業の選択などを進め、町民の皆さまのご意見を大切にしながら効率的かつ効果的な行財政運営を目指してまいります。

このようなことを踏まえながら、本年度は公約に掲げている新しい「7つの約束」を柱として施策を進めてまいります。

第1に「町民の一人ひとりの知恵とパワーで『まちづくり』をすすめます」についてであります。

訓子府町は町民のものであります。私は一貫して町民の皆さまが町政の主役であることを申し上げています。これは町民の皆さまがまちづくりに対し、学習し考え、実践することと考えているところでございます。

そのような意味から「まちづくり委員会」における2年間にわたる議論を踏まえ、各町内会、実践会の代表である29名の方で構成する「まちづくり推進会議」を新たに設立し、「町の予算」をはじめ、町が抱える生活や暮らしの課題等について意見交換、提言をいただき、政策へ積極的に反映できればと考えております。

さらに、様々な行政情報を積極的に提供する「まちづくり情報コーナー」を図書館に4月から設置し、住民参画推進に努めてまいります。

また、広く意見を聴く場として、「夜間町長室開放」や「みんなのふるさと懇談会」を継続して開催するとともに、訓子府町ホームページに新たに「町長室」コーナーを開設し、町長からの積極的な情報発信と直接意見交換などができるシステムを構築し、より多くの住民の方々から様々なお話を聞かせていただければと思います。

町の将来は、町民の総意で決めることが必要です。平成16年の合併に関する町民の真剣な議論は貴重な財産となりました。「地域とは、自治とは何なのか」をあらためて考え、日本国憲法や地方自治法の精神を踏まえ、国や北海道から提案されている「定住自立圏構想」や「道州制」については、近隣自治体と連携し慎重に判断するとともに、小さいからこそできる行き届いた「まちづくり」に向けて進めてまいるところでございます。

また、国の動向を見極めながら、まちの将来や重要な問題を決定する「町民投票条例」の制定を検討してまいります。

町政の主役となる町民の様々な活動を総合的に支援するための新しい取り組みとして、個人町民税のおおむね1%を財源に「くんねっぷ型町民税1%活用制度」を導入し、その活用事業として「まちづくりパワーアップ特別対策事業」を創設します。

この事業は、「わくわく地域づくり活動支援事業」、「コミュニティ活動活性化事業」、「コミュニティ施設等整備事業」、「地域活性化チャレンジ事業」、「元気なまちづくり推進事業」の5つの事業で構成し、コミュニティの活性化と町民の自主的で元気な活動を支援し、行政とのパートナーシップによる公共サービスやコミュニティビジネスの創出など地域力の向上につながるものとして、期待するところであります。

また、本町の特定する事業へ共感し、まちづくりに参画できる仕組みとして、平成20年度に設置した「訓子府ふるさとおもいやり寄付」も延べ56名、約550万円とな

り、その一部を寄付された方の希望に沿った形で、有効に活用させていただいております。また、同時に設置したふるさと応援団の人数も130名にのぼり、今後もこの事業の賛同を得るため、札幌くんねっぷ会や昨年再結成した「東京くんねっぷ倶楽部」などを通じてPRを進め、町内外の皆さまから、まちづくりに対する積極的な提案を受けてまいります。

明治30年に北光社移民団によりオロムシの地に開拓の跡がおろされ、大正9年置戸村から分村、昭和26年町制を施行し、本年は60周年の節目であります。

2000年に「地方分権一括法」が施行され、11年が経過していますが、その間「官から民へ」「国から地方へ」「地方分権」が叫ばれ、地方自治、住民自治は大きな転換期を迎えています。このようななか60年の節目にあたり町制60周年記念事業として、日本の地方自治のあるべき姿や訓子府町の将来に向けた課題などを本旨に記念講演会の開催をはじめ、昭和26年からの歩みを綴る「ふるさとアルバム事業」、レクリエーション公園への60本の「記念植樹」、障がいのある方々の作品展示や講演を行う「くんねっぷアートフェス～みんなだれでもアーティスト」やNHKラジオ公開録音「上方演芸会」のほか、各種社会教育、体育事業参加者への記念品配布、グレードアップしたふるさとまつり、さむさむまつりなどを実施し、先人の労苦に感謝し、「訓子府の未来」また「訓子府の元気」につなげていきたいと考えているところであります。

第2に「安心して暮らせる『福祉優先の町』をつくります。」についてであります。

超高齢化社会への対応は、本町にとりましても緊急の課題であります。

高齢化率は30%を超えてはおりますが、長寿社会は喜ばしいものであり、この町に誰もが「元気」で住み続けることができる「やさしいまちづくり」を推進します。

高齢者が健康で安心して生活できるまちが理想であり、元気でますます活動の輪を広げられるよう「老人クラブ連合会活動費補助金」「長寿会館運営費補助金」を継続するほか、移動手段として、試行してまいりました乗り合いタクシー（デマンドタクシー）を本年より、75歳以上の高齢者が、町内移動にハイヤーを基本料金のみで利用できる「高齢者ハイヤー利用サービス事業」を実施してまいります。

また、スクールバスの利用、通院バスへの補助を継続し、より広い行動を支えるため北見市までのバス料金補助についても検討してまいります。

地域の中でお年寄りを見守り支え合うため、地域包括支援センター、社会福祉協議会のボランティアセンター、町内会、実践会や社会福祉団体の皆さまと連携した日常的な声かけ運動や地域担当職員制度を活用した高齢者宅訪問のほか、「災害弱者緊急通報装置設置事業」の拡充更新、昨年から始めた「高齢者緊急医療情報キットケース配布事業」を拡充、「愛の声かけ訪問事業」「訪問サービス事業」を継続するほか、私自身が老人クラブ訪問や高齢者世帯等への「おじゃまします」訪問を行ってまいりたいと考えています。

また、近年は様々な法律上の制約により、本人を確認する公的な証明証書の提示が求められることが多くなり、議会でも意見をいただいておりますが、65歳以上の高齢者に希望により住民基本台帳カードを無償で交付する制度を7月から実施してまいります。

誰もが住み慣れた地域で住み続けるためには、在宅介護のサービスを継続するほか、「コミュニケーション支援事業」「移動支援事業」「日中一時支援事業」などや障がいを持つ方の交流の場である地域活動支援センター「きらきら本舗」への支援を継続してまいります。

また、特別養護老人ホーム「くんねっぷ静寿園」の東棟暖房配管等改修事業に対する補

助を行うほか、訓子府福祉会と連携し、高齢になっても安心して暮らすことができ、介護保険の適用を受けられるケアハウスの特定化や社会福祉法人や福祉団体と連携した障がいを持つ方が入居できるグループホームや作業所等の支援拡充を検討してまいります。

保健、医療につきましては、健康づくりと予防に重点をおきながら、各種健診事業や育児支援、さらには育児相談や健康相談にも積極的に取り組んでまいります。平成20年度から実施している国民健康保険被保険者を対象とした「特定健診」を受診しやすくするために、今年度から集団健診のほかに都合の良い日に受診できる個別健診も取り入れていくほか、脳脊髄液減少症などの対象疾患を拡大した「特定疾患患者等通院交通費助成」や「精神障がい者等通院交通費助成」「訪問看護利用者交通費助成」を継続してまいります。

また、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費などの助成を継続するほか、未就学児の医療費の助成内容を当面初診料負担のみに拡大して実施してまいります。

さらに、オホーツク管内の基幹病院である新北見赤十字病院の経費負担につきましても、病院関係者による説明会等を開催し、町民皆さまの意見を聴き、管内市町村と連携し検討してまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、国保税を昨年度に引き続き限度額の改正の決定をいただいたところでありますが、依然として増え続ける医療費等により、厳しい運営を強いられており、一般会計からの繰り入れによる対応を余儀なくされております。

いずれにいたしましても、国保会計の原則である独立採算の考えのもと、国庫負担増額など国保会計制度の見直しを全道町村会と共同歩調をとりながら、要請活動を進めるとともに、費用負担のありかたを検討してまいります。

また、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計につきましても健全な運営に努めてまいります。特に介護保険は、制度開始から12年目を迎え、本年度は平成24年度からの第5期計画を策定することになりますが、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で、適切に提供できる地域での体制を構築できるよう高齢者のニーズ調査などを実施してまいります。

さらには、町の福祉の中核団体である社会福祉協議会、訓子府福祉会や各種福祉団体などの活動費補助を継続してまいります。

東日本大震災は、国民を震撼させた未曾有の大災害でありましたが、私も5月に現地を歩き惨状を見て住民の安全、安心を守るのは自治体の役割であり、特に、自治体職員こそが住民の暮らしを守り、励まし続ける最前線の仕事であると再確認してまいりました。

比較的災害の少ない本町においても安閑とすることなく、災害時の招集体制の見直しや地域防災計画にある職員の役割を再確認し徹底するとともに、緊急時に必要な食糧等を備蓄し、安全かつ安心感を持って暮らせる環境づくりに努めてまいります。

過去に他地域で発生している大災害では、多くの高齢者や障がいを持つ方、いわゆる災害時要援護者の方々が被害にあっています。

本町においても現在進めている「災害時要援護者支援台帳」の整備にあわせ、地図情報がリンクされる高齢者・障がい者等地域見守りシステムを地域の方々の協力を得ながら構築してまいります。

第3に「子ども達が元気に育ち、『笑顔あふれる町』をつくります。」についてであります。

子ども達は町の宝です。子どもの笑顔に励まされながら、訓子府町に住むと安心して子育てができる環境づくりを町民みんなの力で推進します。

本年度においても教育行政の重要性を再認識しながら、教育委員会と緊密な連携を図り積極的に取り組んでまいります。

子ども達が元気に育つのは地域の願いでもあります。昨年開設した「子育て支援センター」は広い施設を活用し、遊びや子育ての情報提供をはじめ、子育て支援の一時預かり、子育てミニ講座などを展開し大勢の親と子が学び育ちあい、高く評価を受けているところであります。

子育てにかかる経済的支援と健全育成支援をするために、各種予防接種のほか子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種の全額補助を実施し、対象年齢を拡充し、従来からの事業であります乳幼児健康診査、むし歯予防教室、妊婦健診、超音波検査などの充実により妊娠、出産、育児にかかわる負担の軽減を図ってまいります。

また、先ほども延べましたが、子どもが誰でも医療を受けられるように医療費の無料化を未就学児まで拡大するとともに、将来はさらに拡大することを検討してまいります。

本町の幼稚園は、昭和53年に保育園と同一敷地内で幼保一元化を目指して整備し、以来保育園統合や園舎の改築を経ながら、幼児の健やかな成長のため幼児教育の充実に努めてまいりました。

幼稚園舎も30数年が経過し、老朽化が進んでいることなどから、国の制度改革等を見極めながら幼保一体化施設について検討するとともに、幼稚園預かり保育、保育園の保育時間延長の継続や衛生的な配食のため給食設備の整備を行ってまいります。

老朽化した児童生活館につきましては、対象児童の拡充にあわせ、建設に向けて各小学校PTAを対象とした意向調査を実施し、さらに関係課による横断的な検討をしてまいります。

また、新たに、北海道帯広盲学校や旭川ろう学校など特別支援学校に通う児童の帰省に関する支援や長期休暇中の児童生活館への受け入れを進めてまいります。

さらには、就学前までの一貫した幼児教育や各種課題に応じた支援を継続することからも組織機構の改編も検討しつつ、しっかりと子育てを支えてまいりたいと考えています。

学校教育につきましては、子どもたちが心豊かで健やかに成長でき、確かな学力を育む環境づくりに努めてまいります。

各種の運営費助成を継続し、学力向上や一人ひとりの子どもに応じた指導を推進するため、町単独の臨時講師や支援が必要な児童生徒のための支援員配置を継続してまいります。

また、児童生徒が生きた英語に触れ、国際感覚を身に付けるため語学指導助手を引き続き配置してまいります。

また、給食センターにつきましては、安全な地場農産物の活用によるおいしい給食を徹底した衛生管理のもと提供するとともに、温水ボイラータンク給油設備を改修し安全・安心な運営に努めてまいります。

高等教育につきましては、近隣高校へ通学する交通費の助成を継続するとともに、奨学資金の貸付や償還期間の拡充を図り、保護者の負担軽減と利便性の向上に配慮してまいります。

北海道訓子府高等学校は、昨年より1間口の募集となりましたが、生徒の確保や進路指

導の充実に向けた「訓子府高等学校教育振興会議」「訓子府高等学校体育文化後援会」活動に対する支援を継続し、訓子府高等学校教育の充実に向けて、地域と一体となり町ぐるみで取り組んでまいります。

さらに、少子化傾向は、新たな中学区高等学校配置計画に影響を及ぼすことが予測され、「北海道教育庁新しい高校づくり推進室」へ「訓子府高等学校」の存続を訴え続けてまいります。

第4に「農業や商工業を発展させ「元気な町」をつくります。」についてであります。

訓子府町は北海道を代表するクリーン農業の町です。農業者の皆さんが誇りをもって生産活動ができ、そして商工業、中小企業の皆さんが「元気」になることを支えています。

全国的に経済状況の先行きが見えないなかで、昨年政権与党の民主党が唐突に環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の参加を表明し、北海道や農業を基幹産業とする本町の経済に大きな影響があることなどから、管内市町村、ＪＡきたみらいなどと連携した参加阻止の運動を実施してまいりました。

政府は、東日本大震災の影響もあり、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）参加について、当面先送りの決定をしたところですが、菅首相は欧州連合（ＥＵ）との自由貿易協定（ＦＴＡ）交渉事前協議への参加表明をするなど予断を許す状況にはありませんので、関連する情報収集を行うと同時に、関係機関と連携した対策や行動を進めてまいります。

また、ＪＲ貨物便の減便に関しても関係市町やＪＡきたみらいと連携し、継続運行に向けた活動に取り組むとともに、「農業技術対策事業補助金」「農業振興対策補助金」「農業生産法人育成事業補助金」「農業者年金協議会補助金」「農業担い手育成事業補助金」「農業後継者育成事業補助金」「強い農業づくり補助金」を継続し、各種農業団体や生産組織を支援してまいります。

このほか「戦略的大学連携支援事業」として、設置された「訓子府サテライト」につきましては、北海道大学農学研究院、ＪＡきたみらいと連携し、継続した研究員配置を支援してまいります。

近年の異常気象により、収穫期や植え付け期の長雨、低温など農業者の皆さんには、非常に厳しい状況が続いていますが、他地域と比較すると被害は最小限となっています。これも農業者の皆さんの努力はもとより、半世紀にわたり続けられている農業基盤整備事業による効果が大きいと感じております。

昨年から国の予算が大幅に削減されています土地改良事業は、継続している道営訓子府南部地区畑総事業、訓子府東部地区畑総事業を本年度に完了させ、国や北海道と連携し「第4次畑地帯総合整備事業」を計画し、さらなる農業基盤整備事業を推進してまいります。

また、紅葉川整備、タンノメム川補修整備事業につきましても事業進捗に努めてまいります。

訓子府土地改良区につきましては、運営の円滑化をはかるため事務事業の執行について支援を継続し、道営畑地灌漑事業の取り組み継続と水利権更新を推進してまいります。

次に、畜産関係についてであります。今年の宮崎県で発生した口蹄疫、鳥インフルエンザの被害は記憶に新しいところであります。幸いにも本町への感染被害はありませんでしたが、予防や発生時の早急な対策を行うため「家畜自衛防疫事業」を継続し、「家畜資質改善対策事業」「乳牛検定事業」「酪農ヘルパー事業」「畜産総合施設運営事業」「畜産環境

整備事業」などに対する補助を継続してまいります。また、町営牧場の道営草地整備事業による草地更新、老朽化が見られる牧柵、作業機械を更新し、酪農家等の経営の安定と飼養環境の向上に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町外への消費流出が続いていることや生産年齢人口の減少などから、経営が依然として厳しい状況ではありますが、従前より進めております指導的役割を担う、商工会、商店街協同組合への支援や小規模事業所への受注機会の確保などを継続し、「住宅環境リフォーム制度」や依然として、厳しい建設業の季節労働者の雇用対策である「季節労働者等雇用対策事業」などを推進してまいります。

町内産の豊富な農畜産物を活用した食のメニュー開発や6次産業といわれる特産品販売、新商品開発、流通などを通じ、商業者、農業者、町内企業や試験研究機関が連携し取り組んでいける体制づくりや「農業交流センターくる・ネップ」を拠点とした活動や情報発信ができるような周辺整備など支援していきたいと考えております。

さらに高知県津野町にあるアンテナショップへの「くんねっぷコーナー」への協力をはじめ、各種物産展などにも積極的に参加促進を図ってまいります。

林業関係では、経営の健全化と民有林の健全育成のため、広域的な民有林育成指導を展開している新生紀森林組合に対する「民有林育成指導事業補助金」、森林育成と農業被害防止のため、猟友会訓子府支部に「有害鳥獣駆除協力補助金」を継続するほか、くくりわなの設置推進に向け、支援してまいります。

また、町民の貴重な財産である町有林の健全な管理運営につきましても、町有林野経営審議会委員やオホーツク総合振興局東部森林室などの助言を受けながら、適切に進めてまいります。

大谷地区で水源地からの導水管が露出した土砂崩壊箇所につきましては、国や北海道の支援を受けながら、町単独の小規模治山工事を実施し、土砂崩壊を抑えるとともに導水管の安全性を高めるよう努力してまいります。

第5に「環境にやさしい『住みよい町』をつくります。」についてであります。

21世紀のまちづくりの重要なテーマは「環境」です。住宅や道路、河川を整備し、安全で安心な環境に配慮した「まちづくり」を推進します。

農業集落排水処理施設は、平成4年の供用開始から20年を迎えようとしています。現在までは機器類の故障などは修繕で対応してきましたが、施設全体の老朽化が進んでいることから、今後の良好な維持管理のため「農業集落排水管理センター調査診断業務」に着手するとともに、実践会地区で実施している個別排水処理施設の整備を継続し、快適で衛生的な生活環境の整備に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、大谷浄水場をはじめ、配水管網や既存施設の適正な維持管理に万全を期し、国、北海道の道路事業により支障となる配水管移設工事を行うとともに、今後の水道事業のあり方を示す「訓子府町水道ビジョン」の策定に着手してまいります。

安全で快適な道路網の整備につきましては、北海道の交通ネットワークの幹線道路である北海道横断自動車道網走線は本格的な工事が実施されており、早期完成に向けての要請活動を進めてまいります。

また、地域のアクセス道路である道道整備につきましては、特に、主要道道北見置戸線

の日出地域の道路拡幅や訓子府跨線橋撤去をはじめとした若富・西富地域の道路整備の早期完成を関係機関へ要請してまいるところであります。

町民の生活を支える町道整備につきましては、東幸町北2条線道路改良工事の着工をはじめ、地域要望などを踏まえ緊急性、効率性を見極めながら、道路整備を検討するとともに、既存町道の大きな課題である老朽化した路線の二次改築を検討してまいります。

道路維持につきましては、生活に密着する町道補修や道路側溝整備を進めるとともに、迅速、ていねいな除排雪を継続し、橋梁長寿命化修繕計画の策定を進め、効率的な維持修繕と安全な道路交通の確保に努めてまいります。

河川環境整備につきましては、オシマ川をはじめ、既に着工されている河川の早期完成や懸案箇所の要請活動が続けるほか、各実践会や河川愛護組合と連携した維持管理を行い、排水能力の維持向上と災害の未然防止に努めてまいります。

町営、町有住宅整備関係では、公営住宅の長期的な整備、維持管理を定める「公営住宅等長寿命化計画」の策定を行い、本年度で完了する末広団地の北東区域のリフォーム住宅整備1棟3戸を実施し、次期整備予定である末広団地の南東区域の基本・実施設計に着手してまいります。

なお、各計画策定にあたりましては、少子高齢化社会のニーズに沿った高齢者住宅などの検討を行い、快適で安心した地域生活を送れるよう努めてまいります。

次に、クリーンエネルギーについてでございますが、多くの電力を依存していた原子力発電に黄色信号が灯っています。エネルギー政策は、国の責任で実施すべきものでありますが、地方自治体も小さいながらも「脱原子力発電」に向けた取り組みが必要と考えています。

そのようなことから、昨年実証実験を行った玉ねぎの表皮や豆殻等を活用した新エネルギーの事業化に向けた検討支援と合わせ、省エネルギーに関する普及啓発や代替エネルギーである太陽光、バイオマスなどの地域エネルギーの活用について検討してまいります。

さて、昨年は北海道の交通事故死者数が5年ぶりに全国ワーストワンとなり、交通事故の撲滅は、町民総意の悲願であります。本町の交通事故死者ゼロ日数も1700日を超え、さらに目標を『交通事故死ゼロの日毎日』を掲げ、関係機関、団体と一丸となり、啓発活動を積極的に取り組むほか、交通安全協会など関係団体への補助を継続してまいります。

さらに、防犯協会、暴力追放推進協議会への活動費補助を継続し、明るいまちづくりに一層努めてまいります。

消防体制の充実につきましては、町民の生命と財産を守るため、北見地区消防組合及び訓子府消防団と連携し対応するとともに、本年度は高規格救急自動車をJA共済から車両本体の寄贈や各種医療機器などを更新整備し、高度な救急救命活動により救命率の向上に努めてまいります。また、住民の安全・安心を守る消防団の活動を安定強化させるため消防団互助会及び消防後援会に引き続き補助をいたします。

町民の皆さまが楽しく集い交流できるコミュニティの場を創出することは、住みやすい町づくりに欠かすことのできない要素であり、そのための諸施策に努めてまいります。

多くの方が気軽に利用できるよう温水プールをはじめ常呂川河川敷パークゴルフ場、レクリエーション公園、中央公園などの維持管理に努めてまいります。

温泉保養センターにつきましては、より快適に利用いただくため、利用者のご意見をお聴きしながら、施設の管理に努めてまいります。

そのほか、住民自治活動をはじめ、町づくり、人づくりの取り組みやボランティア活動、環境美化運動など広範な分野で住民のご理解とご協力がいただけるような連携と支援を図ってまいります。

第6に「学習・文化、スポーツ活動を発展させ『豊かな町』をつくります。」についてであります。

まちづくりの根幹は人づくりであり、その人づくりのための環境を提供していく必要があります。その大きな役割を担う社会教育・社会体育活動を推進するため、「いつでも・どこでも・だれもが自由に学習できる環境の提供」を目標に、各種学級・講座やスポーツ教室・大会の開催、芸術・文化の鑑賞機会の確保や展示・発表会の開催、指導者育成、各種団体・サークルの育成などの各種活動を支援してまいります。

本年度は、日本スポーツ振興センターの助成により「訓子府総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」を設立し、スポーツの現状や課題などを検討・協議し、新たなスポーツ事業を展開してまいります。

子どもたちの自主性・主体性を育む各種活動を推進するため、子ども放課後・週末支援事業「竹の子クラブ」の実施や地域自らが開設した「みつばちクラブ」への支援、さらには子どもを対象としたスポーツ教室の開設やスポーツ少年団への支援など子どもたちの健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

農業の担い手につきましては、近隣の青年と共に学ぶ機会をつくる「農業後継者国内研修」や基幹産業である農業後継者の広い視野を育むため、JAきたみらい青年部を中心に、海外、国内研修を行う「農業後継者育成事業」を継続してまいります。

姉妹町締結から10周年を迎える高知県津野町交流事業は、開拓された先人の地を訪れ、異文化を体験することで未来を担う子ども達を育てるため、小学生を対象にした交換留学生制度を実施し4年目となりました。さらに、産業交流では、JAきたみらいや生産組織の協力を得ながら、両町の特産品の販売や生産者の派遣などを実施しています。

また、7月のふるさとまつりには、津野町からの交流団が来町され、特産品の配布や交流を深めることとなっております。

今年は、交流10周年の記念の年であり、平成24年度を目途に開始する両町職員の人事交流の実施につきまして協議し、協定締結に向けて準備してまいるところでございます。

学びの拠点である社会教育、体育施設は経年劣化が進んでおり、屋内ゲートボール場のトイレやコート改修をはじめ、温水プールのウォータースライダー外部塗装、歴史館の自動ドア改修を行ってまいります。

町図書館につきましては、開館から26年が経過し、床暖房などの配管設備の老朽化や蔵書の増加により、閲覧スペースなどが不足していることから、将来の増改築に向け、町民の皆さまの意見を反映した新図書館づくり構想に着手し、用地の確保などの準備を進めてまいります。

また、その他の公共施設が有効に利用されるような施設の運営や適正な維持管理に努めてまいります。

第7に「町民生活と向き合った『行財政改革』をすすめます。」についてであります。

私は、一貫して町民の皆さまが町政の主役であり、皆さまから広く意見を聴き、町政に反映させることが重要であると考えております。町民と同じ高さの目線に立ち、住民の暮らしを守り、励まし続け、期待される「役場」を目指します。

町の財政運営につきましては、先ほども申し上げましたが、財政指標には若干好転の兆しはみえますが、依然として歳入の大きな部分を占める地方交付税が不透明であり、今後も厳しい状況が見込まれております。引き続き「財政健全化戦略プラン」により、着実な行政改革を実施し、歳出を縮減し簡素で効率的な行政運営を目指していきます。

本年度は、町財政の中・長期的な展望を見据え安定した財政運営を図るため、戸籍の電算化に備えた地域活性化基金（電子行政）へ積み立てをはじめ、各基金への積み立てを行ってまいります。

私が初めて就任した平成19年は、国の合併誘導策もあり、地方財政危機が叫ばれており、本町においても非常に厳しい財政状況にありました。

財政破たんした旧産炭地の自治体や危機的な財政状況にある道北自治体などの現状を見るまでもなく、住民の暮らしや福祉を守るためには、緊急的な施策を決断しなければならないこともご理解いただきたいと思います。

そのような中、私の1期4年間は副町長を置かず、町長だけではなく、職員の給与も引き下げ、各課長の権限と責任を拡大することや副町長に委任していた部分を町長自ら行うことでなんとか乗り切ってまいりました。これにより関係課長の横の連携が図られたことなど強化された部分はございましたが、各機関、団体、町民の皆さまにはご不便をおかけしていたことと思います。

副町長につきましては、5月9日の臨時町議会で、選任同意を経て配置したところですが、町長の補助機関である職員の要として、また町長を補佐する者として、職員の統治、公平、平等を心がけながら、戦略的に政策実行をしてくれることを期待しているところでございます。

また、1期目の公約であった町長給料削減などは、1期目の任期をもって「町長、副町長、教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を制定させていただき、正常化を図ったところですが、町財政の危機的状況が一定程度回避したことや冒頭述べましたように歳入の大きな部分を占める地方交付税が依然として不透明であることなどから、特別職報酬等審議会の答申などを参考に先の臨時町議会で町長10%、副町長、教育長5%の給与削減をご決定いただいたところでございます。

また、職員につきましても2%の削減を行ってまいります。

職員は、町民の幸せを最高の喜びと感じられる全体の奉仕者として、能力と意欲を充分に発揮し町民の皆さまと同じ高さの目線で仕事をするのが今ほど求められている時代はないと認識しております。

このようなことから、これまで以上に職員の能力向上と育成に努め、職員自らの研鑽と個々の能力を高める職員研修を充実させ、道外先進地フォーラム研修、道外政策研修や職員の自主的な提案による研修など職員の能力開発に組織全体で取り組んでまいります。

また、効率的な行政組織とするための組織、制度改変などを検討し、町政の大きな課題については、副町長を中心に関係課が連携した体制で検討、協議することや「地域担当職員制度」を一層充実させ、地域課題等解決に向けて職員が一丸となって、取り組むための

意識改革、役立つことが期待される役場、自治体職員となるよう努めてまいります。

以上、平成23年度の町政執行に向けて、所信の一端と主な施策について述べさせていただきましたが、地方自治体は、効率的な財政運営にとどまらず、住民の福祉増進のため国、北海道に積極的に皆さまの声を届け、憲法で規定する「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの基本理念を心に、町民の皆さまが主役である「やさしいまちづくり」をめざして、新しい「7つの約束」の具現化に向けて粉骨砕身取り組んでまいります。

あらためまして町民の皆さまと町議会の皆さまの一層のご理解とご指導、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成23年度の町政執行方針といたします。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前10時45分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、山田教育長から教育行政執行方針の発言を許します。

教育長。

○教育長（山田日出夫君） 平成23年第2回定例町議会の開会にあたり、教育委員会所管の教育行政執行方針について申しあげ、町議会議員の皆さま並びに関係機関、町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の社会は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化などが急速に進む中で、個人が幸福で充実した生涯を実現する上でも、また、よりよい社会の形成者を育成する上でも、未来を切り拓く教育の重要性はより高まっています。

また、地域においては、個性豊かな文化の創造や豊かな地域社会の実現を目指し、個人や地域の自主的な意見を尊重しながら、特色ある教育を推進するとともに、「自ら学ぶ力」を育み、主体的にまちづくりに参加するなど地域社会全体が連携して、学校教育や社会教育に取り組んでいくことが求められています。

教育委員会としましては、このような教育を取りまく情勢の変化等をしっかり受けとめ、子ども一人ひとりが希望と高い志を持ち、未来に向かって心豊かにたくましく生きぬく基礎となる教育を推進してまいります。

また、だれもが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができ、学習の成果を適切に活かすことを目指した学校教育、社会教育の充実や前段で町長の執行方針でもふれられておりましたように、図書館をはじめとする教育施設の環境整備を図り、第5次訓子府町総合計画の基本目標であります「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」を目指した教育行政の一層の推進に努めます。

はじめに『学校教育の充実』についてであります。

新学習指導要領では、次代を担う子どもたちに「生きる力」を育む理念を継承し、子どもたちが変化の激しい社会を生きるための力を育むために、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育てることが謳^{うた}われています。

この新学習指導要領については、小学校が2年間の移行期間を終了し、本年度から本格実施となりました。また、中学校では24年度にスタートすることから、円滑な教育課程

の編成に向け準備を進めているところです。このため、学校が創意工夫を図り、特色ある教育活動を展開し、学校、家庭、地域等が密接に連携・協力するための基盤づくりに引き続き努力してまいります。

確かな学力の育成につきましては、学習意欲の向上や学習習慣の形成を図り、基礎的知識・技能を身に付けさせるなど基礎・基本の定着を図ることが、必要であります。このため、道の加配措置と町単独の臨時講師を引き続き配置し、きめ細かな学習指導の充実などに努めます。

豊かな心の育成につきましては、子どもたちが学校生活を通じて、社会の一員として自覚を高め、規範意識を持つとともに、安心して学校生活を送ることが必要であります。このため、発達段階に応じた道徳の時間の充実を図り、学校教育活動全体を通して命を大切にする心、善悪の判断などの倫理観や規範意識、他人を思いやる心などを育む教育を推進してまいりますとともに、ボランティア活動など地域の人達とふれあう機会の充実に努めます。

また、いじめや不登校問題などは、どこでもいつでも起こりうるとの認識の下、児童生徒の発するサインを敏感に受け止め、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校・家庭との連携を図りながら、児童生徒や保護者の不安や悩みを受け止める教育相談体制等の充実に努めます。

さらに、基本的な生活習慣として、幼稚園（保育園）、小中学校・高校の共通目標である「あいさつ（声かけ）運動」を推進します。

健やかな体の育成につきましては、子どもたちがたくましく成長するためには、安全の確保や心身ともに健康で体力の向上が極めて重要であります。このため、児童生徒の安全・安心を地域ぐるみで守り育てることが大切であり、家庭・地域・関係機関団体等との連携・協力による、スポーツ少年団等の活動促進に努めます。

また、学校においては、子どもたちが自ら身を守る力を育成するための防犯教室・防犯訓練の実施や危機管理体制の点検など安全対策の充実に努めてまいりますとともに、各種健康診断、健康教育、相談体制の充実を図ります。

特別支援教育につきましては、本年度は訓子府小学校に4学級、居武士小学校に1学級、そして訓子府中学校には新たに1学級の特別支援学級を設置し、特別支援教育に造詣^{ぞうけい}が深い教職員の配置など児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学に努めます。

今後とも、特別支援教育の支援体制の充実を図るために、特別支援教育支援員を訓子府小学校及び居武士小学校に配置し、特別な支援が必要となる児童の増加、支援内容の多様化や在籍児童学年の拡大などにより、さらにきめ細かな対応に取り組んでいくとともに、幼稚園（保育園）・学校・関係機関等との連携を重視し、支援体制の充実を図ってまいります。

教育費の支援につきましては、経済的に就学困難な児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、広報活動も含め就学援助などのきめ細かな対応に努めるとともに、奨学資金の貸し付けにつきましては、貸付金の増額及び償還期間を延長して借受者の活用のしやすさと負担軽減になるよう配慮してまいります。

今年度からの新規事業として、特別支援学校に就学している児童の帰省に対し、少しでも保護者の精神的、経済的な負担軽減になるよう支援するとともに、近隣市町と連携・協

力した支援体制ができるように今後とも努力します。

スクールバスの運行につきましては、引き続き夏季・冬季の運行ダイヤを組むことによって、より効果的な運行を図るとともに、乗車マナーの指導なども含め、安全運行に努めてまいります。さらには、昨年8月からスタートした一般の方のスクールバス利用についても気軽に乗車できるよう配慮してまいります。

教職員につきましては、信頼される学校づくりや確かな学力の育成などには、教職員の資質や能力の向上が欠かせないことから、教職員は常に研究と修養に努め、指導力や専門性の向上を図ることが必要であります。このための主体的な研修を積み重ねていくことができるよう校内研修・学校教育指導訪問の充実や各種研修事業等への支援、参加促進を図ります。

また、教職員としての資質向上への自覚が高まるように、服務規律の徹底や健康管理などの充実に努めます。

子どもたちが、自分たちの住んでいる「まち」を学び知ることは大切なことであります。このため、地域学習のための社会科副読本の改訂作業に着手し、平成25年度から活用できるように取り組みます。

国際理解教育では、引き続き語学指導助手を配置し、基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。なお、語学指導助手は、中学校での活用が主ですが、小学校の新学習指導要領の完全実施に伴い、外国語活動においても積極的に派遣するとともに、幼稚園や高校、さらには公民館講座などへ活用し、多くの町民に語学教育や外国の歴史・文化・伝統にふれあう機会を提供します。

情報教育につきましては、高度情報化社会の中で、児童生徒がコンピュータの基礎的知識や操作方法を習得し、授業における効果的な活用や適切な情報を主体的に収集、選択し活用できる能力を養います。また、携帯電話も含め情報機器の正しい使い方やトラブルにまきこまれないための安全情報などを伝えていきます。

充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域との連携・協力が不可欠であります。学校は創意工夫し、主体的に開かれた学校づくりを進め、家庭や地域に信頼される存在でなければなりません。

活動の輪が広がっている学校応援団の「学校支援地域本部事業」では、学校が気軽にスクールサポーターを利用することができるよう内容及び体制の充実に努めます。

3年目の今年度は、勤労奉仕的な活動に限らず、より子どもたちとのふれ合いを通じ、成長に少しでも役立ち、サポーターも共に喜びを感じあえるような事業展開を目指したいと考えています。

次に各学校等について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、義務教育及びその後の教育の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長のため、家庭・地域・幼稚園が十分な連携を図り、一層の幼児教育の充実に努めます。

新幼稚園教育要領実施3年目にあたり、本園の新たな教育課程、年間指導計画に沿い歩みをはじめているところですが、本年度につきましても、課題を整理しながら、さらに幼児の健やかな成長を促してまいります。

保護者の就労形態の多様化などから、家庭での保育が困難な保護者ニーズに対応し、実

施しております早朝登園や延長保育時間の拡大と保育場所の確保についても、引き続き幼稚園で継続してまいりたいと考えています。

特別支援を必要とする園児に対しては、従来同様に保育補助員を配置し、幼稚園生活をきめ細かくサポートします。

各学校や地域との連携交流につきましても保育園や小・中・高等学校、老人福祉施設、開設後2年目となります子育て支援センターとの交流・連携などにも積極的に取り組んでいくほか、子育ての悩みや子育ての不安が増大している状況を踏まえ、気軽に相談できる相談室や園庭を子育て情報交換の場として、活用できるような環境にも継続して努めるとともに、給食の衛生管理の充実を図るため、給食食器消毒保管庫を更新します。また、今後、幼保一体化を基本とする施設整備などの検討や関係部署との連携により、子育てに関する各種事業の展開を図ります。

訓子府小学校につきましては、新学習指導要領完全実施に伴う教師用指導書等をはじめ、スクールバンド用楽器及び低学年用の椅子・机の購入、さらには、すが漏り等による屋根の改修や食堂等の放送設備の改善など施設や教育環境の整備・充実に努めます。

また、町単独の臨時講師を1名増員し、2名体制にするとともに、特別支援教育支援員2名を引き続き配置するなどサポート体制の充実を図ります。

居武士小学校につきましては、教師用指導書等の図書充実及び下肢障がい児のための児童用玄関改修を行うとともに、昨年度に引き続き町単独の臨時講師兼特別支援教育支援員1名を配置し、障がい児へのサポートは、もちろんのこと児童一人ひとりの学力向上にも努めてまいります。

訓子府中学校につきましては、本年度も吹奏楽部用の楽器更新のほか、教科用教材等備品の購入、部活動補助や図書の充実などに努めてまいりますとともに、新たに特別支援学級の設置に伴い、障がい児へのサポートに努めてまいります。

また、町単独の臨時講師を引き続き配置し、各教科・特別活動等の指導体制の充実を図ります。

さらには、町制60周年を記念し「ようこそ先輩・課外授業」として、昨年、再結成された「東京くんねっふ倶楽部」の先輩を招聘し、講演会を開催してまいります。

町から事務の一部委任を受けております保育園の運営につきましては、少子化に伴い保育サービスの充実や保育効果を高めるため、くんねっふ保育園を統合し、希望する3歳児全員が安心して入園できる私的契約制度を導入したほか、保育園舎の増改築など保育サービスの充実に一層努めているところです。

平成20年度から実施している早朝受入を含めた保育時間の拡大は、保護者の皆さんが安心して働くことができ、ゆとりをもって子育てができるように今後も継続してまいります。

また、子育て支援の一環として、行っております子育てトークの開催や未就園児と保護者の活動機会を設ける「保育参加」の園開放などについては、子育て支援センターと連携を図りながら進めてまいります。

昨年7月にオープンした子育て支援センターは、主に未就園の子どもさんが、のびのびと遊び、保護者が安心して交流できる居場所を提供し、子育ての悩みや相談が気軽にできる居場所を提供し、子育ての悩みや相談が気軽にできることなどを目的として、子育てサ

ポート・メロンキッズなどの協力をいただきながらたくさんの親子の皆さまにご利用をいただいております。

本年度も、これまでの利用状況や利用者皆さんからの声を尊重し、主に妊婦さんや0歳児の保護者を対象とした駐車場をセンター前に整備するなど施設の環境整備の充実に努めてまいります。

また、発達の遅れが気になるお子さんにつきましては、福祉保健課や幼稚園・保育園と連携し、医療機関の巡回支援を受け、早期発見と早期療育ができるような体制を充実してまいります。

学校給食センターにつきましては、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため学校給食法が改正され、20年度から栄養教諭を配置し、すべての教職員が連携・協力し、食に関する指導や望ましい食習慣が身に付くように推進します。

今後も献立の工夫をはじめ、おいしく栄養バランスに心がけた給食の提供を図るとともに、国産・道内産や地場農産品、減農薬野菜などの安全な食材の積極的な活用に引き続き努めてまいります。

また、安心・安全な給食を提供するために、国が指導する学校給食衛生管理マニュアルに基づき調理員の衛生管理意識の徹底を図ります。

訓子府高等学校につきましては、平成22年度から一間口となっており、近い将来、中学区の中学卒業生数の減少に伴う北見ブロック内の高校配置計画の見直しが想定されますが、単に数の論理ではなく、学校の役割や地域を支える人材育成の観点から、高校配置計画を強調する必要があります。

「通学支援」「入学準備支援」「進路指導等強化支援」などの支援策を引き続き講じながら、地元中学校はもとより、近隣市町からの入学生確保に努めてまいります。また、高校には、生徒の進路希望に応じたコース制の維持及び進路指導体制の充実や部活の活性化など魅力ある学校づくりに取り組んでいただくとともに、引き続き訓子府高等学校教育振興会議等を通じ、町をあげて存続に向け積極的な振興対策の展開を図ってまいります。

次に、『社会教育の振興』についてであります。

「いつでも、どこでも、だれもが自由に学べる生涯学習社会を目指して」を基本理念として、個人やグループなど全ての人が自由に学習できる環境づくりやその成果を生かす機会が必要です。

このため、町民のあらゆる学習活動への支援や学習の発表の機会提供を図るのは、もちろんのこと、学校教育と社会教育における情報の共有や事業の連携、生涯学習情報紙「まなべル」発行、チラシ、インターネットなどによる各種事業の情報提供を継続します。また、各種行事は、町制60周年記念の協賛事業として開催しますが、特に、この記念事業にふさわしい著名な講師を招聘^{しょうへい}しての講演会を開催するなど多くの町民のみなさんに参加していただくよう工夫してまいります。

青少年教育につきましては、遊びを通じて野外活動やスポーツ・異年齢集団活動など子どもたちの放課後や週末の活動拠点として「竹の子クラブ」の実施はもとより、居武士小学校区の児童を対象とした「みつばちクラブ」への継続支援を一層充実するとともに、リーダーの養成・研修等を実施してまいります。昨年度「みつばちクラブ」に、身体介助が必要な児童が入会したことなどから、本年度から介助ボランティアの経費について支援し

ます。

子どもたちを犯罪から守り安全を確保するための「子ども１１０番の家・車・安全パトロール隊」事業を継続し、町全体で防犯や子どもたちの安全確保と健全育成に向けた環境づくりに努めてまいります。

平成２１年度からの事業として、町民の持つ能力や経験の一部を活かしながら、地域全体で学校教育をさまざまな形で、手助けしていただくことを目的としてスタートした「学校支援地域本部事業」につきましては、学校の教育活動や学校環境整備などを支援するスクールサポーターの活動が、各学校にかなり浸透してきている状況にあります。

本年度につきましては、人と人のふれあい、結びつきを強めて学校の要請に応じて諸活動の支援を行い、教職員の負荷を少しでも軽減しながら、子どもたちの心と体の成長と地域の教育力の向上を図ります。

青年の学習活動につきましては、青年活動の場の確保と各種研修会や大会への派遣及び指導者養成に努めてまいります。

また、今年度は網走支庁管内青年団体協議会が本町の当番となり、スポーツや文化の大会や管内各市町村青年団体の交流が行われることへの支援を行います。

平成２１年度からの事業として「産業後継者育成基金」を活用した「産業後継者国内研修」につきましては、置戸町と合同で実施し、本町と置戸町の青年が、農業や商業、まちづくりなどで研修先の人々と交流を通じて学習を深め、地域活動のリーダーを養成しているところですが、本年度も継続実施します。

成人教育につきましては、多様化するニーズや現状における課題等に対応するため、「公民館講座」や「はぐくみ講座」、「男女共同参画講座」等を開催するほか、自らが様々な課題に取り組むための「マイプラン・マイスタディ事業」は、くんねつぷ型町民税１％活用制度を利用した「わくわく地域づくり活動支援事業」に名称を変更し、町民の皆さまがより活用しやすくなるように内容の充実を図ってまいります。

また、各講座において必要に応じてできるだけ、保育室を設置するなどして、子育て中の親が参加しやすい環境づくりに配慮してまいります。

高齢者教育につきましては、「若がえり学級」の活動を通じて、多様化する社会に対応する力や健康で生きがいを追求できるような自主的な学習活動を支援していきます。また、高齢者のもつ知識と経験などを町の学習・芸術・文化活動や異世代交流などに幅広く社会参加いただける環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化につきましては、心を豊かにし人生を有意義なものにする芸術・文化の鑑賞機会や学習の場を設けるため、「音楽の広場」や「秋の文化祭」を開催するとともに、町制６０周年記念事業として、昨年からはまった寄贈による昔の写真を整理する「ふるさとアルバム事業」を実施し、訓子府の歴史を振り返るための写真展を開催してまいります。

また、文化団体・サークル活動への支援及び協力・連携を図りながら、町の文化振興にも努めてまいります。

さらに、児童生徒の書道や絵画、工作などを発表する場として、「ジュニア・アート・フェスティバル」も継続開催してまいります。

歴史館につきましては、町民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全してまいりますとともに、地域の伝統文化を伝承するため、豊富な知識や経験を有する高齢者の協

力を得て、児童生徒などへの「語りべ事業」を展開するとともに、町民の身近な交流・学習の場としての有効活用と効率的な運営に努めてまいります。

さらに、歴史館を会場に図書館が主催する「子ども映画会」を開催するなど両施設の機能を生かした相乗効果も図ってまいります。

部落史発刊補助金につきましては、昨年度の弥生・柏丘実践会に引き続き、本年度は高園実践会に対して補助してまいります。

公民館につきましては、団体や個人が芸術・文化そして学習活動を気軽に発表できる場として、ロビーなどを開放し、より意欲的で活発な活動ができるような支援体制を図るとともに、利用者懇談会などを開催し、より親しまれる公民館として努力してまいります。

施設整備の面では、展示用パネルの張り替え修理を行うほか、公民館に設置の重油タンクが設置後25年を経過することから、重油タンク油面計の交換を行い安全面に配慮してまいります。また、温室の排煙窓の修理も行い、温室の管理の充実に努めます。

さらに、施設用備品として、身障者用テーブル等を購入して、公民館を少しでも利用しやすくするための環境づくりに配慮してまいります。

また、本年度も昨年度同様、利用予約のない午後5時以降の夜間を閉館にするなど施設の利用効率を高めながら、経費の節減に努めてまいります。

公民館など多くの町民の皆さまが集う社会教育・体育施設におきましては、だれもが健康的に快適に利用していただくため、法令の趣旨を尊重し本年度から「館内全面禁煙」を実施してまいります。

図書館につきましては、昭和59年に開館後26年が経過したことによる老朽化、さらには狭隘^{きょうあい}により、蔵書及びサービスの限界もあることから、将来、図書館を増改築するため、図書館の東側に隣接する用地の取得を行ってまいります。

さらに、「訓子府町図書館の目指すもの」として、「図書館振興計画」を策定することとし、図書館振興計画策定委員会を組織し、「新しい図書館づくり」に町民の意見を広く反映してまいります。

図書館運営にあたっては、町民が気軽に利用できるように努めるとともに、蔵書や資料の充実、障がい者・高齢者のための「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続実施します。

さらに、幼児期から読書力を高めるための講演会や「読み聞かせ会」やボランティアの育成などを継続してまいります。

また、「町民の本棚」として、郷土資料の収集・保存に努め、町民からの資料の寄贈、寄付の呼びかけを継続するとともに、「古本市」や各種事業を通じて、図書館利用のPRに努めます。さらには、他の図書館とネットワーク化されている蔵書検索システムを活用し、町民への広域的な情報サービスの向上を図りながら、より親しまれる施設として努力します。

次に、社会体育につきましては、スポーツ人口の底辺拡大や健康・体力づくりのため、各種スポーツ教室や管内・全道規模の「オホーツク玉入れ選手権大会」、「KAPPAマスタース水泳大会」を継続実施するとともに、スポーツセンターや温水プールなどの体育施設を活用して「スポーツ教室」を年間通じて実施し、町民の健康に対する意識をさらに高まるように努力してまいります。

なお、「春・秋のロードレース大会」「オホーツク玉入れ選手権大会」、「K A P P A マスターズ水泳大会」は、町制施行 60 周年記念協賛事業として開催します。

地域の教育力を生かし、学校の体育事業に地域の指導者を派遣している「地域スポーツ指導者派遣事業」は、「学校支援地域本部事業」と連動させながら、継続実施するとともに、各種スポーツ団体活動の促進、指導者の養成や研修会等への派遣事業を進めます。

今年度、本町におけるさらなるスポーツの普及と健康づくりのため、町民の皆さまが中心となって、スポーツの現状と課題を話し合い自らその解決策を見つけ運動を展開する「訓子府総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」設立します。

これは、住民が地域のスポーツ活性化に積極的に参加していただくというものであり、国の肝いりで行う「日本スポーツ振興センター」の助成事業です。

来年度以降の正式な「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けては、町体育協会、町スポーツ少年団本部、町体育指導委員など町民や団体の代表者と教育委員が検討・協議を始めるものです。

すでに展開されている各種スポーツ活動に加え、健康増進のための軽スポーツの普及やスポーツセンターなどを使ったスポーツ教室など町民の皆さまとともに、役立つスポーツ振興を図ってまいります。

スポーツセンターや温水プールをはじめとする各種体育施設の維持管理につきましては、平成 21 年度から町が進めている財政健全化戦略プランに基づき、引き続き経費の節減に努めますが、町民みんなの財産として、今まで以上に利用者が安全で快適に喜んで、ご利用いただけるような環境づくりに十分に配慮しながら、体育施設の運営に努めます。

また、施設の整備につきまして、温水プールでは、ウォータースライダー本体材質の劣化を防ぐために外部塗装を実施します。屋内ゲートボール場では、和式トイレをウォシュレット付洋式トイレへ更新し、さらには、凹凸のあるコート路盤を整正し混合土のコートとして整備します。

社会教育・社会体育に関連する団体への支援につきましては、文化連盟、体育協会、青少年団体、成人団体など自主的な文化・スポーツ活動を行っている各種団体や町内で開催される管内規模以上の大会等に対し、継続し補助してまいります。

以上、平成 23 年度の教育行政に係る主要施策等について申しあげましたが、町内外を取り巻く厳しい諸情勢等を十分認識し、その執行にあたりましては、町民の皆さまの期待と信頼に応え、学校、家庭、地域、関係機関団体等と一体となって、地域に根ざした教育行政の推進に努めてまいりますので、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの深いご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成 23 年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第 41 号

○議長（橋本憲治君） 日程第 5、議案第 41 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

該当者の方は、退席をお願いいたします。

(該当者退席)

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 50 ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 引き続きまして、人事案件でございますので、私からご説明を申し上げさせていただきます。議案書の 50 ページをお開き願います。

議案第 41 号 監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意をいただくものでございます。

196 条第 1 項では、監査委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格の高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の運営管理その他行政運営に関し優れた識見を要する者でございます。

識見を有する監査委員として、平成 19 年から監査委員を務めておられる旭町にお住まいの山田稔氏の選任にご同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

議員各位もご存じのとおり山田稔氏は、昭和 13 年 11 月 7 日にお生まれで、現在 72 歳であります。昭和 32 年 3 月に北海道北見北斗高等学校を卒業され、32 年 4 月から訓子府町役場に勤務をされております。昭和 54 年には、総務課長、昭和 58 年に産業課長、昭和 60 年に教育次長、昭和 62 年に再び総務課長、平成 3 年に再び教育次長、平成 5 年に企画財政課長、そして、平成 7 年から平成 15 年まで助役を務められ、先に申し上げましたとおり平成 19 年から 23 年まで、代表監査委員としてお勤めでございます。

このように山田稔氏は、長年にわたり、地方自治の一線でご活躍され、本町の助役としても主導的立場で、多くの実績を残され、平成 19 年からの 4 年間は、代表監査委員として、公正で合理的かつ、能率的な本町の行政運営確保のために、ご尽力をいただいております。町政全般にわたり、精通されていることから、監査委員として、適任者と存じますので、選任のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成 23 年 7 月 17 日から平成 27 年 7 月 16 日までの 4 年間です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論については、議会運営基準第 99 項の規定により、省略することとし、ただちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

これより議案第 41 号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第42号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第6、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書51ページでございます。

建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 議案書の51ページをお開きください。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

この専決処分の内容につきましては、議案書53ページの専決処分書のとおりでございますが、平成22年12月18日に発生した公用車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

それでは、損害賠償額の決定及び和解の内容について、説明いたしますので、議案書の53ページの専決処分書をご覧ください。

最初に、事故発生日時は、平成22年12月18日、土曜日、午前7時10分頃であります。

次に、事故発生場所は、訓子府町字柏丘1番地付近であります。

次に、相手方は、_____であります。

次に、事故の概要についてであります。町職員が公務により公用車にて町道相内線を市街地から町道南10線方向に走行中、右カーブを終えたところで公用車がスリップし、左右へ蛇行しながら車両右後部がセンターラインを越え、市街地に向かって進行してきた相手方車両に衝突し、相手方車両を破損及び運転手に怪我をさせる被害を与えたものでございます。

次に、損害賠償額についてであります。この事故に対し、物損事故に対する損害賠償の額を32万8,750円、人身事故に対する損害賠償の額を69万4,126円と定め、和解するものであります。

以上、議案第42号 公用車事故による損害賠償の額及び和解の専決処分について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。状況はよくわかりました。相手方は、人身事故で大変今日まで和解の期間がかかったと思いますが、職員のけがの状況はどうであったのか。

この場合、想定される雪道でスリップしたことは、安全運転を怠ったことで、職員の処

分などについては、どのような状況になるのか伺います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） まず、事故を起こした職員のけが等の状況でございますが、職員のけが等は、ございませんでした。

それと職員の処分に関しては、交通事故審査委員会によって処分が下されて、町長に答申しておりまして、その内容については、訓告処分として、5月10日付文書で職員に対し注意してございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号

○議長（橋本憲治君） 日程第7、議案第39号、日程第8、議案第31号、日程第9、議案第32号、日程第10、議案第33号、日程第11、議案第35号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第39号から、順次説明願います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の46ページをお開き願います。

議案第39号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を改正する条例の制定をしようとするものであります。

記以下に改正条例案を記載しておりますが、47ページの新旧対照表により、ご説明をいたします。

今回の対象の趣旨は、受給対象者の拡大であります。従来、保護者に一定の所得のある児童については、受給対象としておりませんでした。第3条第3項を削り、所得制限を廃止するものであります。

また、条例施行規則での規定であるため、今回の条例改正に変更はありませんが、現行の初診時一部負担金は、4歳未満。または、非課税世帯の児童としており、4歳以上の課税世帯に属する児童の一部負担金は、1割とされていたものを規則改正し、未就学児まで

拡大を図るものであります。

この条例が決定され次第、規則を改正する予定としております。

附則といたしまして、この条例は、平成23年8月1日から施行するものでありますが、北海道医療給付事業による北海道から補助を受けられる対象医療費は、あくまでも所得制限内のものであり、この所得の補足としては、前年の所得とされており、このうち1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とされていることから、8月1日から改正にしようとするものであります。

以上、訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 議案第31号、副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第31号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の提案説明をいたします。

内容につきましては、事前に配布しております補正予算説明資料として、別冊があると思うのですが、それと今回の議案書の1ページから後になりますが、その2冊で説明してまいりたいと思います。

まず、補正予算説明資料の別冊をご覧くださいと思いますが、まず、これの1ページ目、一般会計の歳入歳出の款ごとの内訳を記載しておりますが、本年度は、地方選挙の年でありましたので、当初予算は、骨格予算として計上しておりました。

今回の議会において、政策的な事業に関するものを中心に補正予算として、計上させていただいているところでございます。

結果、この表でいきますと歳出の一番下の表の一番下の段にあります左から3列目、6月補正予算額の9,396万8千円を追加して、総額を41億2,500万5千円とするものでございます。

最終的には、平成22年度の当初予算と比較しまして、右側から2列目になります、1億5,940万5千円の増で、4%増ということになってございます。

次に、3ページを見ていただきたいのですが、一般会計における基金の保有状況です。この表は、右から2列目、下から5行目が、本年度の取崩額になります。補正前が4,500万1千円、今回が6,195万1千円、あわせて1億695万2千円となり、その右側になりますが、23年度末の予定で基金保有残高が、29億8,480万7千円となります。

続きまして、次の4ページですが、今回の補正予算における投資的事業の内訳で、網掛けの部分については、新規事業でございます。以降、5ページから7ページについては、同じく、補助奨励費の内訳で、そのほとんどが当初で留保しておりました継続の補助事業となります。これも同じく新規につきましては、網掛けしているところでございます。

続いて、8ページは、今回、拡充と新規で立ち上げた扶助費の内訳になります。

9ページ、10ページにつきましては、下水道事業特別会計と水道事業会計の投資的経費の内訳となっております。これについては、特別会計ですので、後から別途担当より説明があると思いますが、この補正予算説明資料については、このような内容になっている

ことをまずご理解いただきたいと思います。

それでは早速、議案書の１ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、第１条にございますように、９，３９６万８千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ４１億２，５００万５千円とするものでございます。

その下の第２項では、２ページの裏にありますが、第１表で歳入歳出補正予算の款項の区分及び金額について記載しておりますが、これについては、今、ご説明しました説明資料でふれさせていただきましたので、ご覧いただくこととしまして、内容は、その後の事項別明細書で説明していきたいと思っております。

続いて、１ページの第２条にあります地方債の補正の中身につきましては、議案書の３ページになります。この表につきましては、地方債の限度額の変更を定めるものでございまして、過疎地域自立促進特別事業債は、平成２２年度からソフト事業にも充当可能となったことから、本年度当初予算で留保しておりましたソフト事業の町内会・実践会活動費補助に７３０万円、高齢者ハイヤー利用サービス業務に１００万円、未就学児医療費助成事業に４０万円、当初予算計上していた高齢者在宅サービス事業に１３０万円の４事業に総額１千万円を追加し、この限度額を当初予算を５千万円から６千万円に補正するものでございます。

なお、これらの事業の概要につきましては、事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

次に、事項別明細に入りますが、４ページから６ページにつきましては、歳入の事項別明細でございますので、歳入の国及び道補助金などの部分は、歳出における特財となる部分がほとんどでございますので、説明は歳出を中心として、歳出の事項別明細の中で、歳入についても説明していきたいと思います。

さらに、７ページ以降の歳出における事項別明細につきましても各団体等の補助金、前段で説明させていただきました予算説明資料に記載しておりますので、ご覧いただくこととして、その中でも特徴的なものを中心に歳出でも説明させていただきたいと思っております。

それでは、７ページをお開き願いたいと思います。７ページの歳出の事項別明細になります。

まず、１款、議会費、１項、１目、４節の共済費、１，３５３万５千円につきましては、議員の皆様もご存じのように議員年金廃止に係る地方自治体が負担する経費について計上した数字でございます。

次に、下の表、２款、総務費、１項、１目、一般管理費の１８節、備品購入費の施設用備品、１６万６千円につきましては、庁舎建設時に更新しなかった特別職の椅子１台が、老朽化していることから、購入するものでございます。

次に、同じく、２５節の積立金、２２０万円につきましては、次のページの８目、企画費の中にあります「まちづくりパワーアップ特別対策事業」の執行にあたり、いったん基金に積み立てし、その事業の執行に対する財源充当とする積立でございます。

次に、７ページの一番下の表になりますが、６目、住民活動費、１９節、負担金、補助及び交付金の７６６万６千円につきましては、政策予算として、当初留保していたものであり、内容につきましては、前段ご説明いたしましたように別冊の補正予算説明書をご覧

いただくこととし、説明は省略したいと思っております。

なお、中ほどにあります特定財源の欄に、地方債730万円とありますが、これにつきましては、6ページ、一番下の表にあります20款、町債、3目、過疎地域自立促進特別事業債の1千万円のうち730万円を町内会、実践会の活動促進事業に充てるものでございます。

次に、8ページ、8目、企画費、地方交通対策経費、167万4千円につきましては、高齢者の日常生活における町内移動の利便性を高めるため、昨年実施しておりました乗合タクシーの替わりのサービスとして、今回、新しく高齢者ハイヤー利用サービス事業として、スタートさせる経費でございます。

次に、その下のまちづくりパワーアップ特別対策事業、220万円につきましても今回新しく制度化しようとする事業であり、町民税の概ね1%の額を地域活性化基金に積み立てし、事業財源として、活用しようとするもので、従来からある事業や新たな事業をさらに、使い勝手のいいものにしたものでございます。事業の構成につきましては、改めて説明しますが、5つの事業で構成されております。

1つ目が、従来のマイプラン・マイスタディで、社会教育でやっておりました。その拡充版として、主体的な組織の立ち上げや研修、イベントといった町民による地域づくりへつながる活動を支援する補助であり、上限10万円の定額補助するもので、名称を「わくわく地域づくり活動支援事業」に直したものでございます。

そして、2つ目が、新たに町内会、実践会が取り組むソフト事業の立ち上がりや既存事業の拡充など、町の重点推進施策と連動した活動の支援として、補助率5分の4以内の上限50万円を補助するもので、名称が「コミュニティ活動活性化事業」でございます。

3つ目が、従来の住民自治活動振興補助の拡充版としまして、町内会や実践会が主体的に実施する施設等の整備に対する支援として、補助率2分の1以内、上限50万円を補助するものであり、ただし、備品や用地購入については、10万円を上限とする補助で、名称が「コミュニティ施設等整備事業」でございます。

4つ目が、従来の元気なまちづくり総合補助金の名称を変えたもので、補助率5分の4以内、定額補助であり、名称を「地域活性化チャレンジ事業」とするものでございます。

最後の5つ目になります。名称が「元気なまちづくり推進事業」であり、これについては、新しく制度化したもので、町民と連携しながら、町の重点施策やまちおこしを推進する事業でございます。

なお、この目の特定財源の繰入金につきましては、前段の総務費で、ご説明しました地域活性化基金積立金の220万円をこのまちづくりパワーアップ事業に全額を充てるものでございます。

また、地方債の100万円につきましては、先ほども言いました6ページの一番下にあります3目の過疎地域自立促進特別事業債、1千万円のうち100万円を高齢者ハイヤー利用サービス事業に充当するものでございます。

次に、8ページ、10目、一番下の行になりますが、町制60周年事業につきましては、記念講演をはじめとした、先ほど執行方針の中で、申しましたように、ふるさとまつり、さむさむまつり、障がい者のアート特別啓発事業、NHKの上方演芸会、社会教育、社会体育に関する各種事業など目を今回新しくして、60周年記念事業に係る経費を

まとめて、計上しているものでございます。

また、ここの中ほどにあります、その事業の特財としては、5ページの上の表の一番上にあります2目の民生費道費補助金、右側にいきますと障害者福祉費補助金67万4千円のうちの52万2千円をこれに充てるものです。

同じく、繰入金につきましては、5ページの一番下の地域活性化基金繰入金638万9千円、一番下の右にあると思いますが、これのうちの247万8千円をその事業に充てるものでございます。

次、9ページの下の方の2款、総務費、2項、2目の賦課徴収費、農業所得調査補助金につきましては、昨年まであった農業の青色申告会が農民連盟と合体、合併しましたことから、それぞれの補助金を合算し、今回計上させていただいているものでございます。ちなみに言いますと去年の農業所得で71万、青色申告で30万円で、あわせて111万円になりますが、今回、そのあわせで91万円の状況であります。

次に、10ページ、3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の20節、扶助費につきましては、日常生活用具給付の要項を一部改正し、特殊寝台、特殊マットの基準を実態にあわせて見直したことから、それぞれ2人分で61万円の追加計上をしているところでございます。

その特財としましては、4ページ、1目、民生費の国庫補助金の中で、障害者福祉補助金の30万5千円、補助率2分の1ということで、同じく5ページの上の方の2目、民生費補助金の障害者福祉補助金の67万4千円のうちの15万2千円の補助率4分の1の補助を充てているものでございます。

10ページ、2目、老人福祉費になりますが、19節、負担金、補助及び交付金の一番下、くねねっふ静寿園施設改修費補助金、197万8千円につきましては、静寿園の棟の暖房配管設備が経年劣化していることから、工事に係る費用593万3千円の3分の1を補助するものでございます。

なお、この老人福祉費の特財につきましては、5ページ、2目の民生費補助金、老人クラブ運営費補助金として、老人クラブ連合会活動補助金99万6千円の事業費の3分の2の補助として、道費補助が66万5千円になります。

また、同じく、地方債の130万円につきましては、先ほども前段でお話ししておりましたが、ここにありませんが、当初予算の高齢者在宅サービス補助金に充てるもので、6ページにある先ほどから出ております過疎地域自立促進特別事業債の1千万円のうち、130万円を充てるものでございます。

次に、11ページ、3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費の20節、扶助費の乳幼児医療費助成事業につきましては、小学校入学前までの子どもに対する医療費の無料化に関する費用でございます。従来、4歳児未満を対象としておりましたが、さらに年齢を引き上げ、就学前までの児童を対象とするもので、8月から実施する経費として、48万円を計上しております。この事業につきましては、本年度は近隣市町の関係から初診料のみの自己負担とするものですが、次年度以降については、初診料を含め、完全無料化を今後検討していきたいと思っている事業でございます。

なお、この事業の特財としましては、先ほどから出ております6ページの過疎地域自立促進事業特別債事業債1千万円のうち、40万円をこれに充てるものでございます。

次に、11ページでございますが、3目、児童福祉施設費、13節、委託料の92万7千円は、説明にあります広域入所として、仕事や家庭の都合などで町内の保育所に通所不可能な方で、近隣市町村の保育所に入所する制度でございまして、双方の自治体間で委託契約により、実施することになります。今回、本町では、この広域入所に該当する2歳児が出たことから、北見市端野町に対する委託料として、92万7千円を計上したものでございます。

なお、この負担金の財源内訳として、54万9千円がありますが、これは4ページの1目、民生費負担金として、54万9千円を保護者から保育料として、訓子府町が徴収するものでございます。委託料の92万7千円は、訓子府町から北見市に払うものでございます。

次、12ページ、4款、衛生費、1項、1目の保健衛生総務費、老人保健医療費返還金、100万6千円でございますが、平成22年度の老人保健医療費の確定に伴う、基金や国、道に返還する費用でございます。

次、13ページ、6款、農業水産業費、1項、3目、農業振興費の説明欄の戸別所得補償制度推進事業、150万円につきましては、本年度から開始される農業者の戸別所得補償制度の推進事務を行うため、事業主体となる訓子府町農業再生協議会に、その事務を委託する費用でございます。この事業の特財は、5ページ、14款、道支出金、4目、農業水産業費道補助金、戸別所得補償制度推進事業補助金、150万円の全額が道補助で行われる事業でございます。

13ページ、同じく、19節、負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金につきましては、北大サテライトで、100万円につきましては、昨年度まで高梨子博士研究員がおりましたが、彼女は広島大学に就職したことから、後任として、今年新たに6月から山内博士研究員が着任しております。これは文部省の戦略的大学連携事業として行っていました。昨年で終了しましたので、本年度から新たに北大パイオニア人材育成システム事業を活用することになりました。この事業は、予算が限られていることから、その経費の一部を負担することで、計上させてもらったものです。

なお、この事業につきましては、道内8つのサテライトとの連携により、昨年度から開催している「食の安全・安心マイスターコース」の継続実施や地域へ入り込んで課題整理を行うこととしております。

なお、この目の特財の道支出金235万円につきましては、先に説明しました5ページの戸別所得補償制度推進補助金150万と北海道環境保全型農業直接支援事業費補助金5万円、さらに4ページの1目、総務費道補助金、地域づくり総合交付金80万円をあわせたものを充当しているのがこの目になります。

次に、14ページ、5目、農業基盤整備事業費、農業基盤整備事業、72万9千円につきましては、新しく留辺蘂温根湯地区畑総事業に参加者が出たことによる本町負担分の経費でございます。

次に、その下の農業基盤整備一般経費、42万5千円につきましては、^{みどり}水土里情報システムネットワーク導入に伴う、設定費用や回線使用料の経費でございます。

同じく次に、集落営農活動支援事業、28万円につきましては、当初予算で計上している農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の付帯事務費として、旅費、消耗品費などに

充てるものであり、特財は記載のとおり５ページの農林水産業費、道補助金になりますが、１節、農地・水・保全管理支払事業補助金として２８万円、これは全額道費補助でございます。

次に、１５ページ、２８節の繰出金、下水道事業特別会計繰出金、１００万円につきましては、交付金事業により、平成２５年度から農業集落排水管理センター施設更新の機能診断調査を行う経費として、下水道会計に対する繰出金１００万円でございます。その内容につきましては、３４ページの下水道事業特別会計補正予算で担当から説明させていただく１００万円でございます。

次に、同じく１５ページの６款、農林水産業費、２項、２目、林業振興費、１５節、工事請負費、大谷小規模治山工事１，７００万円につきましては、当初予算では、この予算の実施設計を計上しておりますので、それが出来上がり次第、大谷地区水道本管洗掘防止の土止め工事を行うものでございます。

特財の８５０万円につきましては、５ページの４目、農林水産業費補助金の２節、小規模治山事業補助金として、１，７００万円の補助率２分の１で８５０万円を充当するものでございます。

○議長（橋本憲治君） ここで、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

残りは引き続き、午後からもこのまま続きますので、よろしくお願いします。

一般質問につきましては、各案の提案理由説明が終わり次第、を行うということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

休憩 午前１２時００分

再開 午後 １時００分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

午後から一般質問の予定でしたが、各議案の提案理由説明が終了しておりますので、引き続き、議案提案の説明をいたしますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして議案第３１号を継続したいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、午前中に引き続き、事項別明細の説明をさせていただきます。

１６ページ、８款の土木費、６項、２目の住宅建設費でございます。公営住宅改修事業、１，９００万円につきましては、平成２０年度からの末広Ｂ団地改修事業が本年で完了し、次期整備計画予定の末広Ｃ団地建設実施設計費、１，５００万円の計上で、４棟１６戸の整備を予定しているところでございます。

特財の８５０万円につきましては、４ページ、補助率２分の１で、国庫補助金を充てていることでご理解をいただきたいと思います。

同じく、１６ページの１５節、工事請負費の４００万円につきましては、昭和３７

年、40年建設の老朽化している末広公営住宅2棟8戸の取り壊しに係る経費でございます。

次に、9款、消防費、1項、3目の災害対策費の防災対策事業、78万1千円につきましては、町の備蓄ガイドラインに基づきまして、アルファ米5kを18セット、毛布80枚、クラッカー、おむつ、さらに、災害本部員用の文字入りのベスト40着を整備するものでございます。

次に、17ページ、10款、教育費、2項、小学校費の2目、教育振興費の20節、扶助費ですが、71万1千円につきましては、町外の特別支援学校に通学している児童4名、3世帯の帰省に係る費用として、3往復を限度にタクシー代を交付するものでございます。

なお、この財源としましては、全額を5ページ、17款、繰入金、地域活性化基金、638万9千円のうちの71万1千円減額を繰り入れする状況でございます。

同じく、17ページ、3目、中学校費、1目、学校管理費、11節、需用費の58万8千円につきましては、中学校の職員室にあります柔剣道場の暖房機器の操作盤が古くなり制御不能になったことから、修繕費の計上でございます。

次に、8節の報償費の10万円につきましては、先ほどの教育長の執行方針の中でも出てきましたが、東京の訓子府出身者で組織する東京訓子府倶楽部の会員の中から学校教育の一環として、講師を依頼し授業を行うための計上費用でございます。

次に、1目の社会教育総務費、8節、報償費の15万円の減額につきましては、前段でお話しておりますが、マイプラン・マイスタディ事業でございまして、この事業は、まちづくりパワーアップ事業、先ほど説明しました特別対策事業の中で、わくわく地域づくり活動支援事業に振り替えて実施することになりましたので、この分を減額するものでございます。

次に、11節、需用費の修繕料、37万8千円ですが、これは歴史館の正面玄関の自動ドア動力部の交換修理を行う費用でございます。

次に、18ページ、18節、備品購入費、15万円につきましては、青年研修所のストーブが故障したことで更新するものでございます。

次に、19節、負担金、補助及び交付金の部落史発行補助金の20万円につきましては、本年、高園実践会が部落史の発刊を予定していることから、その印刷製本費として補助するものでございます。

次に、19ページ、網走支庁管内青年団体協議会活動費補助金、5万円につきましては、本年度は本町が当番で、会長及び事務局になりますので、夏季冬季青年大会を開催されることになります。そのことから、その活動費の一部を補助するものでございます。

次に、2目の体育施設費の11節、需用費の修繕料、38万4千円につきましては、温水プールの水位自動調節弁やボイラー安全弁などの機械機器の修繕を行う費用でございます。

次に、3目、給食センター費、11節、需用費の修繕料、61万3千円につきましては、地下タンク給油設備の配管及び点検ボックスの修繕を行う費用でございます。

最後に20ページをお開き願いたいと思いますが、これは地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、この表の一番下の右から3行目、1千万円とあると思うのですが、今回

の補正予算の過疎地域自立促進事業債、１千万円を加えて、右側の下から３行目、平成２３年度末現在高見込額が５０億９，１６５万６千円になるものでございます。これは２３年度末の現在高の見込みです。

以上、補正予算につきまして、説明申し上げましたが、説明等不足の点につきまして、質疑等で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第３２号、福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の２１ページをお開きください。

議案第３２号 平成２３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成２３年度の拠出金及び納付金の額の確定通知に伴いまして、各種拠出金や納付金等の追加及び減額につきまして、補正をするものであります。

まず、第１条にありますように１０万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億１，５００万６千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、２２ページの「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、２３ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、２３ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第４款、第１項、第１目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金であります。平成２３年度分の交付金の確定通知により、３４万８千円を減額するものであります。

次に、第８款、繰入金、第２項、第１目の一般会計繰入金の４節、その他一般会計繰入金の２９万６千円の減額につきましては、平成２３年度の国保会計の財源補てん分として当初見込んでおりました繰入金のうち、各拠出金等の確定等に伴いまして、２９万６千円を減額するものであります。

次に、第１０款、諸収入、第３項、第６目の雑入につきましては、前々年度の老人保健拠出金の精算に伴い還付金が生じたことから、７５万円を追加するものであります。

次に、２４ページの歳出について説明させていただきます。

第３款、後期高齢者支援金等、第１項、第１目の後期高齢者支援金拠出金の１９節、負担金、補助及び交付金の１９万１千円の追加。

それから、第４款、第１項、第１目の前期高齢者納付金の１９節、負担金、補助及び交付金の８千円の追加につきましては、平成２３年度分拠出金及び納付金の確定通知によりましてそれぞれ追加するものであります。

次に、第５款、第１項、第１目の老人保健医療費拠出金の１９節、負担金、補助及び交付金の１千円の減額。

それから２５ページの第２目の老人保健事務費拠出金の１９節、負担金、補助及び交付金の２千円の減額。

さらに、第６款、第１項、第１目の介護納付金の１９節、負担金、補助及び交付金の９万円の減額につきましても、平成２３年度分拠出金及び納付金の確定通知によりまして、それぞれ減額するものであります。

以上、平成２３年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　引き続き、議案第３３号もお願いいたします。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　続きまして、議案書の２６ページをお開き願います。

議案第３３号　平成２３年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療制度周知のための広報に係る経費について、補助が受けられることになりましたことから、その関係経費と出納整理期間中に収納された平成２２年度分の保険料につきまして、広域連合に納付するための補正をするものであります。

まず、第１条にありますように１１万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６，３４１万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、２７ページの「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、２８ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、２８ページの歳入から説明させていただきます。

第２款、広域連合補助金、第１項、第２目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、制度周知広報等経費にかかる交付金として１００％の補助が本年度においても継続されることにより、新たに科目を新設するものですが、これについては当初予算で計上しております歳出の第１款、総務費の第１項、第１目、一般管理費の１１節、消耗品費の２０万９千円のうち、制度周知用パンフレットの購入費６万８千円がありますが、この経費と議案書の２９ページにあります、歳出の第４款、諸支出金、第２項、第１目の一般会計繰出金の２８節、繰出金の５万４千円、これは町広報誌に掲載する制度周知広報等経費として、一般会計に繰り出すものですが、これらに対して交付されるもので、合わせて１２万２千円を計上するものです。

次に、２８ページの歳入の第３款、繰入金、第１項、第２目、事務費繰入金の減額につきましては、今の交付金のところで、ご説明しました消耗品費の制度周知用パンフレット購入費につきまして、当初事務費繰入金として、一般会計から繰り入れることとしておりましたが、広域連合からの交付金が充当されますので、６万８千円を減額するものであります。

次に、第４款、第１項、第１目の繰越金、５万６千円の追加につきましては、出納整理期間中に収納されました平成２２年度分の保険料５万６千円を前年度繰越金として、繰り越しするものです。

次に、２９ページの歳出について説明させていただきます。

第３款、第１項、第１目の後期高齢者医療広域連合納付金の１９節の負担金、補助及び交付金につきましては、歳入の繰越金でも説明しました出納整理期間中に収納された平成２２年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するもので、保険料等納付金として、５万６千円を追加するものです。

次に、第４款、諸支出金、第２項、第１目の一般会計繰出金の２８節の繰出金につきましては、歳入の交付金のところでも説明しました制度周知広報等経費に対して、１００％交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を充当するもので、一般会計で支出し

ております町広報誌に制度周知のための記事掲載を予定しておりますが、この広報誌掲載関係経費分として、5万4千円を一般会計に繰り出しするため追加するものです。

以上、平成23年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第35号。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 議案第35号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。議案書の34ページでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,360万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、36ページの事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、36ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明をさせていただきます。

3款、1項、1目、一般会計繰入金であります。歳出総額から歳入合計額を差引いた額を一般会計から繰り入れするもので、訓子府農業集落排水管理センターは、供用開始から20年を迎えようとしていますが、施設の老朽化が進んでいることから、国の交付金事業により、施設改修を予定するため「農業集落排水管理センター調査診断」を実施するもので、100万円の追加を行うものです。

次に、歳出について、説明いたします。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、「農業集落排水管理センター調査診断」の委託料100万円を新たに計上するものですが、現在、訓子府農業集落排水管理センターと末広地区及び日出地区処理センターを電話回線で監視をしている中央監視装置と受変電設備の更新を予定しているものでございます。

また、別紙補正予算説明資料の9ページに「下水道事業特別会計補正予算に係る投資的事業」について、概要を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、平成23年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第12、議案第34号、日程第13、議案第36号、日程第14、議案第37号、日程第15、議案第38号、日程第16、議案第40号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号につい

て、順次説明願います。

まず、最初に議案第34号、議案書30ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の30ページをお開き願います。

議案第34号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第1条で、歳入歳出それぞれ938万1千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4億8,698万1千円とするものであります。

次に、31ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。その内容につきましては、32ページ以下の事項別明細書によって、説明をさせていただきます。

32ページの歳入でございます。

第8款、第1項、第1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金であります。このうち、支払基金交付金繰越金371万3千円は、平成22年度介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として、交付されたもので、事業費の確定により、支払基金への返還金として、繰り越しをするものであります。同じく、その他の繰越金は、平成22年度の国、道からの介護給付費負担金で事業費の確定により、国、道への返還金と平成22年度における剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、あわせて566万8千円を繰り越しするものでございます。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。33ページです。

第4款、第1項、基金積立金、第1目、介護給付費準備基金積立金、24万9千円につきましては、平成22年度における剰余金を基金に積み立てるものであります。この結果、平成23年度の介護給付費準備基金残高は、4,105万7千円となる見込みです。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目、償還金につきましては、平成22年度の保険給付費等の確定により、国庫負担金、道負担金、支払基金交付金に返還金が生じ、913万2千円を追加計上するものであります。

以上、平成23年度介護保険特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第36号。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 議案書の37ページでございます。

議案第36号 平成23年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、道道北見置戸線の跨線橋撤去に伴い、配水管が支障となることから、移設に伴う補償金、施設の撤去に伴う固定資産除却費及び工事請負費を計上するものでございます。

また、国や北海道の事業により、支障となる配水管等の移設については、部分的な移設であることから、あらかじめ定めた耐用年数で、本来の機能を維持するために、昨年までは、収益的収支に計上していたところですが、本年からは、部分的な移設についても、固定資産の価値を高めることと耐用年数を延長するため、資本的支出に計上したところです。

しかし、本年度当初予算で「大谷高台線区間支障物件移設工事」の収入が収益的収入に計上していたことから、資本的収入に変更するものでございます。

まず、第2条で、予算第2条に定めた「業務の予定量」を次のとおり補正するもので、(4) 主な建設改良事業において、道道北見置戸線（若富工区）支障物件移設事業を新たに570万円計上するものです。

次に、第3条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では営業収益で738万1千円を減額し、水道事業収益の総額を1億7,914万7千円とするものです。

次に、支出であります、営業費用で214万7千円を増額し、水道事業費の総額を1億7,653万1千円とするものであります。

次に、第4条で、予算第4条本文括弧書中の9,060万3千円を8,592万2千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収入で負担金1,038万1千円を新たに計上し、資本的収入の総額を2,458万5千円とするものであります。

次に、支出であります、建設改良費570万円を増額し、資本的支出の総額を1億1,050万7千円とするものです。

続きまして、38ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります、これは一般会計の事項別明細書にあたるもので、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります、1款、1項、2目、その他営業収益738万1千円の減額は、大谷高台線区間支障物件移設工事に係る補償金であり、支出を資本的支出で計上していることから、収入についても資本的収入へ計上するものです。

次に、支出であります、1款、1項、5目、資産減耗費214万7千円を増額につきましては、道道北見置戸線（若富工区）支障物件移設工事に伴い、撤去となる固定資産除却費であります。

次に、資本的収入及び支出の収入であります、1款、2項、2目、負担金1,038万1千円の計上につきましては、道道北見置戸線（若富工区）支障物件移設工事の移設補償金300万円と大谷高台線区間支障物件移設工事の収益的収入に計上していた移設補償金738万1千円の計上でございます。

次に、支出でございます、1款、1項、2目、施設改良費570万円を増額につきましては、道道北見置戸線（若富工区）支障物件移設事業の工事請負費を追加するものでございます。

次に、39ページの「資金計画」及び別紙補正予算説明資料の10ページに「補正予算に係る投資的事業の内訳」を記載していますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、平成23年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第37号の説明をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） それでは、議案書の40ページをお開きください。議案第37号の提案説明をさせていただきます。

議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について。

町税条例（昭和２５年条例第８号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、平成２３年３月１１日に発生しました東日本大震災に伴い、地方税法の一部改正が行われましたので、これにより改正するものであります。

この東日本大震災につきましては、本町住民への直接的な被害はありませんが、今後被災された方が、本町に居住することも考えられることから、これに備え条例を改正するものであります。

改正条文を４１ページ、４２ページに記載しておりますが、法律や条例の条項が規定されているなど複雑であるため、４３ページの「町税条例の一部を改正する条例の概要」により、ご説明させていただきます。

４３ページをご覧ください。

はじめに、現行附則の繰り下げであります。現行の附則第２０条から第３０条については、国保税に関する規定となっており、第２０条から第３０条までを２条ずつ繰り下し、新たに第２０条、第２１条として、２条を加えるものであります。

新しく加える２条の内容であります。附則第２０条は「東日本大震災に係る雑損控除額の特例」であります。附則第２０条第１項については、本町の平成２３年度課税の町民税に該当者はおりませんが、先ほど申し上げましたが、今後、被災者が本町に居住することになった場合、該当することもあることから、規定を追加するものでございます。

内容としましては、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、所得割の納税義務者の選択により、平成２２年において生じた損失として、平成２３年度町民税での適用を受けることができることとするものであります。これは、平成２３年に損失が発生していることから、本来であれば平成２４年度課税分より、控除することになりますが、この特例により前倒しで控除が受けられることとするものであります。

なお、この場合には、平成２４年度以後の町民税については、平成２２年中に生じた損失としていることから、平成２３年度での損失は生じなかったとするものであります。

次に、附則第２０条第２項以下につきましては、第１項の特例の適用を受けた場合における取り扱いを定めているものであり、附則第２０条第２項では、特例損失が平成２４年度以後において生じたものである場合に、第１項中「平成２３年」とあるのを「当該特例損失が生じた年」と読み替えるものでございます。

次の附則第２０条第３項及び第４項につきましては、地方税法では所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者及びその他の親族（所得金額３８万円以下の人）の損失もこの適用を受けられることから、この適用を受けた場合についても、第１項の後段の平成２３年度に損失は生じなかったとすることを第２項の年度の読み替え規定についても適用するものでございます。

次の附則第２０条第５項につきましては、申告についての規定であります。申告書に第１項の特例の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用されるものであります。

なお、これには、申告書に記載がないことにやむを得ない理由があると町長が認めた場合を含むこととされております。

次に、附則第２１条の「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特

例」であります。住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が、東日本大震災により居住できなくなった場合でも、控除対象期間の残りについて、引き続き税額控除の適用を受けることができるようにするものでございます。

以上が町税条例の改正が必要なものであります。下段には地方税法の一部改正に伴い、今後、本町にも関係すると考えられる改正概要を掲載しておりますが、説明は省略しますので後ほどご覧願います。

次に、42ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月27日から適用するものであります。

ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第21条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行するものでございます。

なお、適用の平成23年4月27日は、この地方税法の一部を改正する法律の公布日であります。

以上、議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） それでは、議案書44ページをお開きください。

議案第38号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明いたします。

奨学資金貸付に関する条例（昭和51年条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするもので、奨学資金の償還期限の延長及び貸付金額の増額を図るものでございます。

記以下について説明いたします。

奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例。

奨学資金貸付に関する条例（昭和51年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「6年」を「10年」に、「4年」を「8年」に改め、別表中「10,000円」を「15,000円」に、「25,000円」を「30,000円」に改めるものでございます。

具体的には、月々の貸付金額をそれぞれ5,000円ずつ増額し、現行の高校の部分では、3年間で借りたものを1年据え置いて4年で償還するものを6年とし、月々の償還金額はそのままの7,500円とするものです。大学生につきましては、4年間で借りたものを1年据え置いて6年で償還していたものを10年とし、月々の償還金額は17,000円から12,000円にするものであり、借りた人の経済的な負担軽減を図るものでございます。

なお、附則としましては、この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。

さらには、この条例による改正後の規定は、平成23年度選定の奨学生から適用するものでございます。

以上、議案第38号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第４０号。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の４８ページをお開き願います。

議案第４０号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成１６年条例第１７号）の一部を改正する条例を制定しようとするものです。

４８ページに改正条例案を記載しておりますが、４９ページの新旧対照表により、ご説明をいたします。

今回の改正の趣旨は、助成の対象者を拡大しようとするものであります。先に、説明いたしました訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正と同様に、一定の所得を有する者に対しては、この助成の対象としないこととしておりましたが、乳幼児等医療費助成の対象者であっても、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成の対象となる場合は、重度及びひとり親の条例が優先されることから、乳幼児等医療費にあわせ所得制限を廃止し、公平性を確保するために今回、改正を行うものであります。

第３条第３号（ア）につきましては、重度心身障害者本人、（イ）は重度心身障害者の生計を維持する配偶者又は扶養義務者。

同条第４号については、ひとり親家庭等医療費に関して、それぞれ所得制限を超える者については、助成の対象としないこととしておりましたが、これらの項目を削除し、所得制限を廃止するものであります。

また、乳幼児等医療費と同様に、現行の初診時一部負担金は、４歳未満は非課税世帯の児童としており、４歳以上の課税世帯に属する児童の一部負担金は１割とされていたものは、規則を改正し、未就学児までの拡大を図るものであります。

この条例が決定され次第、規則を改正する予定としております。

附則としまして、この条例は平成２３年８月１日から施行するものでありますが、理由につきましては、乳幼児医療費と同様ですので、省略をさせていただきます。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第３４号、議案第３６号、議案第３７号、議案第３８号、議案第４０号までの各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時、午後１時５０分まで休憩をいたしたいと思います。

その後、一般質問に入ります。

休憩 午後 １時４２分

再開 午後 １時５０分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤静基。はじめに、去る6月10日の局地的な集中豪雨と降雹^{こうひょう}により、農作物に甚大な被害にあわれました農家の方々に心からお見舞いを申し上げます。今後の天候の安定により、一日も早く、作物が回復されますようお願いしているところでございます。

それでは、質問に入ります。

「新生紀森林組合」の合併についての考え方を伺いたいと思います。

町の面積の約50%にあたる山林は、現在、昭和39年の木材自由化により、外国産の安い輸入木材が自由に入るようになり、加えて、長引く経済不況で、国産木材の需要は、低迷を続け、特に、北海道の基幹産業である森林事業は、この40数年間、極めて厳しい経営状況に追い込まれ、各地の木材加工工場の閉鎖が続いている現状にあります。

このような状況は、当新生紀森林組合も例外ではございません。これにより、利用適期の過ぎた町民の貴重な財産である山林は荒れており、活用されることなく眠ったままであります。

このような状況にあっても森林は現在も地球の環境を守り、自然災害から生物を守り、また、エネルギー資源としても重要な役割を担っているところでございます。将来とも大切な町民の財産としての森林をしっかり守り、次の世代に引き継いでいかなければならない大切な仕事と考えます。

平成21年から1市3町の3森林組合が共通の課題となっているのが、老朽化した加工工場の再編も視野に入れて平成21年6月から北見市と津別町の北見広域森林組合、佐呂間町森林組合、新生紀森林組合の3組合と関係する各自治体、道森連北見営業所が構成員となり「網走中部地区広域合併協議会」が設立されました。

本格的な協議は今後のようではありますが、現在の森林事業の状況を踏まえて、関係する自治体として、合併についての考え方等について伺いたいと思います。

1として、本町の森林事業の現状と将来を考える時、今回の合併について当町としてどのように考えているのか伺います。

2として、合併により新築が計画されている加工工場の事業の概要について伺いたいと思います。

3として、予定されている合併と再編を目指している加工工場の新築等の今後のスケジュール等は、どのようになっているのか伺います。

4として、現状での合併協議の中で合併について障害となる問題点は出ているのか。

以上、4点について伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新生紀森林組合の合併」について、4点のお尋ねをいただきましたので、回答させていただきます。

まず、回答の前に、合併協議の現状について説明をさせていただきます。

議員のご質問にありましたとおり昨年の6月10日に網走中部地区広域合併協議会が設立されましたが、その中で「事業・加工部会」と「組織・財政部会」の2つの専門部会が設置されている経緯がございます。

協議会は、三組合の役職員のほか、関係自治体である北見市、津別町、置戸町、佐呂間町、そして本町の林務担当課長と北海道森林組合連合会の北見営業所長で構成しており、これにオホーツク振興局の担当職員が、オブザーバーとして参加、本町につきましては、組織・財政部会に所属しております。

9月28日に第1回の役員会を開催し、各専門部会への付託事項について決定をし、10月21日には第1回目の事業・加工部会が開催されておりますが、本町が所属している組織・財政部会については、いまだ会議が開催されていない現状にあります。

また、それ以降、全体会議である協議会そのものも開催されておられませんので、現状、公表できるような合併協議に係る具体的な情報は保有していないところでございます。

今後の予定としましては、6月28日に第2回の合併協議会が開催される予定となっておりますので、その中で、各組合の過去5カ年の事業実績などの資料が示されると聞いております。それを基に各専門部会の協議が進められるものと考えているところでございます。

こうした状況から、具体的事項についてお答えできないものもありますことを予めご理解いただきたいと思います。

それでは、1点目にお尋ねのあった「今回の合併についての本町の考え方」についてお答えします。

このたびの森林組合の合併につきましては、農協の合併と同様に、組合運営上の必要性から検討・協議がなされるものであり、原則的には、町が前面に出て、どうこうすべきものではないと考えているのが基本的な考え方であります。

ただ、ひとつだけ言えるのは、直接的に影響を受ける組合員と十分な議論を行った上で、最終判断をするべきものであると思っておりますので、新世紀森林組合の役職員の皆さんにはそうした配慮を期待しているところでございます。

なお、新生紀森林組合につきましては、本町の林業振興上、重要な組織でありますので、その体質強化のために必要な事項については、関係する置戸町とも連携しながら、可能な限りの助言や支援を続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の「合併後の加工工場の概要」についてであります。冒頭申しましたとおり、説明しましたとおり公式な情報を持ち合わせておりませんので、現状でのお答えは控えさせていただきますと思います。

次に、3点目の「加工工場新築のスケジュール」についてであります。合併協議会の設立総会において、協議期間は3年間としておりますので、仮に平成24年度に合併したとしても、補助金の申請等を考えますと25年度以降になるものと推測ですが思われます。

しかしながら、この合併協議につきましては、各組合が保有している加工工場の老朽化に伴う機械等の更新問題が発端であったと聞いておりますが、オホーツク総合振興局から「工場の合併ありきで組合合併の議論はすべきでない」との指摘を受けたとの話も聞いて

おりますし、各組合ともそれぞれ考えをお持ちのことと思います。

従いまして、今後の協議におきましては、必ずしも加工工場の合併ありきではなく、例えば民間に加工業務を委託するなどを含めた幅広い検討がなされる可能性もないとは言えませんので、新工場の建設については、現状では未定であるをご理解いただきたいと思います。

次に、4点目の「合併の障害となる問題」についてであります。一般的には組織の大規模化は一人ひとりの組合員と組合の距離感が遠くなったり、組合員の声が届きにくいなどと言われておりますが、これにつきましても、事業実績等の付け合せが、これから行われるという段階にありますし、非常に繊細な問題も含んでいるものと認識しておりますことから、現状でのお答えは控えさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 先に担当課へこの件について、少し意見を聞きたいと伺ったところ、まだ、今、町長の答弁にありましたように、中身としては理解されているようですが、なかなか広域合併になりますと中心になってやる首長がいないものですから、なかなか今、答弁ありましたような内容になると思います。

少し現状について、お話ししたいのですが、私は日ごろから町の財政再建の財源に何とか地域資源活用である森林を活かすことができないのかとの思いから、毎年開催される新生紀森林組合の地区懇談会での事業経過報告と事業収支に期待をし出席しておりました。事業経費3千万円のうち、収支を大きく左右するのが、原木の販売で特に加工工場部門にあります。工場の容積が回復すれば事業が安定する内容であります。特に、近年は事業の中間期で工場の操業を数カ月休むような状況でありまして、20年を経過した機械は老朽化し、部品の調達も困難であります。近年、修理費も300万円から400万円かかる状況で、一時は懇談会の中で、工場を閉鎖したいと思っているとお話がありましたが、森林事業をやっている工場がないのは、植えて売るだけでは、だめということで、今何とか頑張っている状況であります。

さらに、平成22年からは、わずかな役員報酬の削減まで行っている状況であります。2年ほど前から、共通の問題を持つ、近隣町の森林組合が、森林、林業再生の改善策として、工場合併の気運はありました。しかし、財源の乏しい森林組合だけでは、なかなか困難な状況でありました。そこで、このたびの1市3町の自治体加わったことで、今回、私の目指すところをございまして、網走中部地区広域合併協議会の設立により、今後は合併問題の取り組みは、1市3町の首長の強いリーダーシップがないと合併は難しいと思っておりますし、全面には出しませんが、工場の再編に期待するのに私は最適であると考えておりますし、特に、合併経験を持つ、置戸町、訓子府町の両町が協調して積極的に進めるべきと考えております。実は、今回の東日本大震災関係で補助事業が非常に削減されるという心配がございまして、これは、表ではあまり公式に話できないのですが、相当補助事業が削減されると思います。工場に関しては、現在、50%の補助事業はあるのが、おそらく50%の80%ぐらいが削減されると思っています。そのことを考えますとやはり森林組合だけではなかなか合併の気運は難しいと思います。この際、北見市長ほか3町の首長がやはり表に出て、合併を取り仕切ってもらわないとおそらく今、町長の立場からいえば農協の合併と同じことですが、森林組合の財源は、ほとんど300万円や40

0万円の修理費で儲かるか、儲からないかの際どいところですよ。先ほど冒頭に申し上げましたように、町の財産である50%の山林を守り、これを活かすというのは、森林組合だけでは非常にやはり今の状況としては難しい。そのことを心配している訳であります。やはり、この言葉はどうか分かりませんが、政治力に期待するものであり、工場の規模も何十億円ではなく、その半分ぐらいと聞いておりますので、事業として、山林の果たす役割、環境、エネルギー資源を考えますと確かに目先ですぐお金の生むようなものではないかもしれないが、資源としても将来的に森林事業は、きちんと位置づけをした中で見直し、一步踏み出さないと森林組合自体がなくなりますと訓子府の事業は、業務委託が多い訳です。国の補助金など具体的には、表現していないことですが、組合としての負担、あるいはその際の自治体としての支援が、私はどうしても必要な時期がくると考えますので、その点について、考え方を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、森林組合の合併問題に関しまして、首長のリーダーシップのこともございました。それについては、後ほど町長から回答が得るものと思いますので、現状の工場合併に関わる経過とこれからの課題について、少しお話をさせていただきたいと思います。今回、工場を合併するにあたりまして、補助枠の確保もさることながら、基本的には、補助にのるためには、規模拡大を図らなければ、その補助の対象にならないのが1つの大きな問題、課題としてあります。規模については、これからの協議の中で決定されるものと思いますが、仮に、工場の建設が決まった場合には、置戸ばかりではなく、関係する市、町が連携しながら一体となり、有利な補助の獲得に政治的なものも含め、対応することになると考えております。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 最初の一答目の中で、町長が言いましたように、実は中身があまり煮詰まっていない中で、最終的な合併の目標は、これでいきますと25年以降とそんなに長いことやっていることではないと考えておりますし、今、担当課の説明がありましたように国の補助の状況は、刻々と私は悪くなると思っていますので、この辺は1つ、繰り返し申し上げますが、各首長の出番と思うのです。それでないと長く続いていたものが昭和39年から町の人材は山、木材は諦めた。なかなか野ねずみの駆除剤も買ってくれない状況ですので、目先の収支だけを考えますとなかなか難しいのですが、やはり森林の恩恵を受けた年代もありますし、その世代を継ぐ、私たちとしては、できる限りチャンスを生かしてやらないと今担当課長からありましたように、単協の森林組合の状況では、もうおそらく工場が閉鎖してしまい、民間といいます、置戸に民間があるのかどうか分かりませんが、例えば、佐呂間町は、森林組合の工場がなくなると1カ所もなくなるのです。ほとんど原木は、津別町に行っているのが多いようです。とにかく製材の加工工場ではなく、梱包材が主な訳ですし、これはやはり森林組合の中身をもう少し首長が積極的に内容を検討され、ぜひひとつ合併を成立させないと森林組合の工場はおそらくなくなる私は心配しておりますので、改めて首長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 佐藤議員の言われるとおり農業関係では、現在のTPPやEPA、FTAなどを考え、先取りはやはり森林と私はとらえております。森林の木材自由化

を進めたことによって、全国の森林は非常に荒廃し、日本の森林行政は、つまづいていることは、今さら申すまでもございません。それだけに東北地方や長野地方などの森林地帯については、地方自治体が森林組合を抜本的に底上げしていくことや細かな政策を打ち出していくことが見えておりますが、根本はまさに私が冒頭の答弁で申し上げましたとおり森林を持っている組合員個々が自分たちの組合をどのようにしていくかの議論をまずは私は優先すべきではないのかと思っています。これは、私どもの町だけではなくて、置戸町が森林では非常に先端を行っていると私は認識してございます。

例えば、森林認証制度の問題等がございます。これはいち早く国際認証と国の認証制度があり、木材の材質管理や販売等についても有利な状況をどのようにするのかの政策がございまして、私どもの町にも認証について、力を出すべきでないのか、貸してほしいとの提案を何度もいろいろな方たちが来ていますが、私は基本的に町の民有林を持っておられる方々が本気になり、認証が必要なので町長力貸せという状況がない限り、行政が先駆けて組合をリードしたり、森林行政をリードすることは、今の時点で本当にいいのかどうかについては、非常に疑問を持っておりますので、ある意味では、私も新生紀森林組合の総会には、可能な限り出席し議論の行く末を見守りながら、損益計算書等の経営状況も把握し、純利益は、日ごと、年ごとに減少している状況も把握しているつもりでございますので、今、当面できることの1つは、雇用の確保と私たちは今、新生紀森林組合に200万円の補助を出しております。額的には決して多いとは言えません。

しかし、伐期が来たものに対する町有林やあるいはさまざまな事業に対して、新生紀森林組合に事業発注等を数千万円発注している状況も含め、まわりから応援を確実にしていきたい。

そして、森林組合の将来を決めるものについては、まずは組合員の議論といまだ設立してから協議がされていない状況、はたまた指導機関である北海道から工場建設ありきの中での合併はいかがなものかと思っています。しかもこれは佐呂間町森林組合と訓子府、置戸との新生紀森林組合と北見広域森林組合では、北見と津別町が綱引きをしている。皆工場がなければ合併はないものにする話が聞こえてくる状況では、本当に森林組合の未来がこれでいいのかを考えますと私はまず主体的に組合員がきちんと議論し、そして必要な状況については、訓子府町や置戸町では、行政的に生産者の皆さんが積極的に働きかけてくることを待ちたい。そのことが将来的に、私自身も全力で、この緑や森林を守るために、相当な面積のある町有林を抱えておりますので、この健全経営も含め、頑張っていきたい気持ちは変わりませんので、議員のご期待に今、即、応えることが適切かどうかについては、判断の時間をいただきたいと思いますと思いますが、気持ちは変わりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 大変、もっともな答弁と言ったら失礼なのですが、本来なら農協合併のように主体性があり、それを支援するのが自治体の基本的な形と私は思います。しかし、残念ながら、私は地元で開催される懇談会のみ出席ではありますが、小さな懇談会の割には20、30名ほど集まっていますので、まだ山のことは諦めていないのと思いますが、残念ながら、あまりにも森林事業は、長期に渡るものですので、今、私の場合を例に出せば、父親が一生懸命頑張り、昔は、山が財産と言われており、私が確認をしてみ

れば大きな山を持ってくれた。そして、木も植えた。私は、若い時から結構わがままでしたので、いつお金になるかわからないものに金を出さないと言ったら、父親が工面し管理してきた。今になってみるとその事業が私の代を通り越して、次の代までいかなければお金にならない。そのような状況の中ですので、町長の考え方はよくわかりますが、民間の山を持っている方は、特にそうなのですが、今、金にならないものに何でそんなことをやるのかと目先の金をよこせということがありますが、訓子府地区の懇談会ではそのような意見は出ませんが、一方の町では、赤字だから役員報酬まで減らせと言ったり、とんでもない話をすると思ったのですが、そのような状況の中で、基本的な考えはわかりますが、やはり自治体の首長、今回、北見市も加わりますので、何とかひとつ、リーダーシップとは言いませんが、今、後半に町長が答弁されました積極的に取り組む姿勢は変わらないとのことですので、ぜひひとつ仕組みとしては分かりますが、非常にやはり厳しい状況で組合長ももう半分辞めようというような気持ちを持っているような状況でしたので、なかなか強い意見も出せない。そんな中で果たして、自主的な合併ができるのかと不安があります。大事な森林は、町の財産でありますので、将来に向けた大きな広い考え方で、今回、ひとつの改善策の一步として、ぜひひとつ積極的に相談にのっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭申しましたように非常に木材の価格そのものが浮動でございまして、不安定な状況です。一時、2年ほど前からまつ等の価格が急騰し、一斉に民有林を伐採された。しかし、うちの町では、そんなに目立ちませんが、その後の苗木を植える作業がなかなかできない。刈りっぱなしで、はげ山があちらこちらに見えてきていること等についてもやはり森林組合が、リーダー的な役割をきちんと果たしていくことももちろんですし、組合員の自覚もさることながら、北海道も町もあげて、指導を今、強めているところでございます。

しかし、もう1つだけご理解をいただきたいのですが、毎年10月、11月になると各団体、事業所から補助金の要請がございまして、訓子府町から200万円の補助金を削らないでほしい。そして、事業の発注を森林組合にしてほしいと要請はありますが、森林組合の合併に対して、力を貸してほしいことやあるいは行政として、役割を担ってほしいとの要請は一度もございません。このことが良いかどうかはわかりませんが、行政におんぶに抱っここの可能性が必ず出てきますので、もうしばらく状況を見極めながら、改めてその時期をみた時に、置戸町の井上町長とも一緒になりながら、森林組合役員と膝を交え、じっくり話をしていきたいと考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 次の質問に移ります。

庁舎内の空調設備と庁舎維持管理費の考え方について、伺いたいと思います。

平成20年に故障し、現在も停止の状況となっております庁舎の冷房設備については、平成23年度に向けて稼働の方向で調査、検討するとの考え方を示されておりましたが、先ほど申し上げましたように3月11日の「東日本大震災」さらに「原発事故発生」により、国を上げての復旧、復興に取り組むため、その財源確保は、今後、地方自治体の

交付金や各補助金の大幅な減額で対応することが予想されております。さらに、原子力発電の一部廃止や点検により、夏季の電力不足15%と想定し、国民に電力の節電を求めています。この状況にあつて、電力の消費率の高いと言われている冷房装置の改修は、この際、見直すべきと考えますが、以下の点について、考え方を伺いたいと思います。

1として、現在まで稼働についての調査、検討の内容はどのようになっているのか。

いわゆる元の冷房設備までの改修費見積もりは、現時点でどれくらいになるのか。

2として、平成23年度の暑さへの対策として、庁舎内設定温度、職員のクールビズ対応等は、どのように考えているのか。

3として「財政健全化戦略プラン」を実施している中で、行政コストの中身として、庁舎維持管理費は過去5年（平成19年～平成23年）の年平均2,386万2千円となっております。うち特に、光熱水費では、872万5千円であり、この5年間ほとんど節約の実績効果が出ておりません。この際、光熱水費の節減に調査、検討が必要と思うが、この考え方について伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「庁舎内の空調設備と庁舎維持管理費の考え方」について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「現在までの調査、検討内容と改修費の見積もり金額」についてのお尋ねであります。役場庁舎につきましては、「総合福祉センターうらら」を併設し、平成13年度の完成以来、本年で築10年となります。

ご質問にある空調設備につきましては、平成20年6月に故障が発覚したもので、その修繕には多額の経費が必要なことから当面の措置として、工場扇、冷風機を設置したほか「うらら ふれあいホール」やコンピューター室にエアコンを設置しております。

議員もご存じのように、本庁舎につきましては、基本設計を「プロポーザルコンペ」方式で実施し、町民の方々の投票などで決定しておりまして、冷暖房完備の気密性のある近代的な構造であり、自然通風を確保することが困難な状況にあります。

このような中で、昨年の第3回定例町議会でご意見をいただき、冷房装置の将来の方向性につきまして内部で調査、検討を進めてきたところでございます。

まず、現在破損している冷房装置の再稼働につきましては、冷房装置メーカーでは機械内部の腐食進行状態の把握または予測がつかないことなどから、一部を修繕し運転を再開しても、今後不具合や故障または事故が発生することを予測することが不可能なため、メーカーとしての責任は負うことができないとの回答が出されております。

設備を変更する検討として、1つは庁舎内の既存の配管を利用した集中冷房では、既存施設に替えて水冷式の装置を新たに設置する工法で約3千万円、2つ目は屋上に空冷装置を設置する工法で約5千万円の費用となり、庁舎を10区画に区切り、系統別に冷却装置を設置する工法で約4千9百万円の概算費用が算出されています。

いずれにいたしましても、先の議会では「住民生活に直接関わる実施しなければならない懸案事項もあり、数千万円の多額の費用をかけて復旧することが良いか議会とも協議しなければならない」と答弁させていただいており、さらに議員も言われるように地方財政が不透明な状況を考えますと来庁する住民の方や執務する職員には申し訳ないところですが、当面は復旧を見合わせることでご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の「平成23年度の暑さ対策として、庁舎内設定温度、職員のクールビズ対応等」についてのお尋ねでございます。1点目でお答えしたとおり機械的な冷房装置の設置は難しい状況でありますので、室温が上昇しないよう扇風機を稼働させたり、できるだけ通風を良くする工夫をし、室温29℃を超えるような猛暑には、熱中症を防止するため水分補給の注意喚起や節度ある軽装での対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、本年度は6月1日から9月30日まで夏の軽装対応期間としてございます。

次に、3点目の「庁舎維持管理の内、光熱水費では、この5年間ほとんど節約の実績効果が見られないが、光熱水費の節減に向けた調査、検討」についてのお尋ねでございます。

議員言われるように、庁舎維持管理費の内光熱水費につきましては、ここ5年間は、ほぼ横ばいの数字でございます。

大部分を占める電気料金につきましては、燃料調整の料金体系に移行したことや相次ぐ原油高騰により料金単価は高止まりの状況にあることも一因かと考えております。

また、節約につきましては、影響は小さいながらも不在の職員の箇所は、消灯するなど努力していると感じているところでありますが、さらなる節電を心がけながら、議員からご提言のあった光熱水費、特に電気料金につきまして、省エネルギー型の照明器具などの電化製品との交換も含め、調査検討してまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上「庁舎内の空調設備と庁舎維持管理費の考え方について」ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 状況と考え方については、よくわかりました。少し驚いたのは、1点目の元に戻すまで、大きな金額になることです。確か20年の故障した時にお聞きしたところメンテナンスの分が、7年間たってからの故障で、毎年、メンテナンスに150万円かけ、7年ですから1千万円のメンテナンスかけたほうがよかったのかわからなかったのですが、いずれにしても私の予想では、当時として、2千万円ぐらいかかると想定した訳ですが、3千万円、5千万円、4,900万円といろいろこまかい試算の中で、大きな金額であったことに正直言って驚いております。

また、今日は30度と予想されていましたが、少し涼しいので、30度になった時、この空冷を取りやめる話は、やりづらいと思いましたが、暑い期間は、今、6月ですが、主に7月から8月のお盆までの期間でありまして、非常にやはり職員の方も29度の設定で、いろいろなものを駆使して、何とか当面はやらなければいけませんが、この改築について、今、町長の答弁がありましたように、この庁舎は、気密性を高く確保するため、通風用の窓がない。構造上、問題があるとのことでしたが、通風を確保できるのであれば、確保し改善されるのなら、私は、役場の建っている場所の向かいに常呂川があり、非常に大きな建物もなく通風を得るのに支障がなく、通風の確保で改善することによって、かなりの温度調整ができるのであれば、例えば、3千万円も5千万円もかけるのではなく、今、進んでいる建築のリフォーム方式で窓を開け、取り入れるような方法を検討することも1つの方法だと思います。今、当面は考えないとのことですので、当面は、どこまでかわかりませんが、仮にメンテナンスに、150万円とまでいかないが、設備が大きいほどメンテナンスしないと7年前の1千万円が不意になったことになりますから、できれ

ばあとのことを考えますといろいろと対応できるものとし、扇風機を使うにしても風を入れないと中の空気を回すだけではなかなか難しいと思いますので、リフォーム的な考え方で、特に、通風の確保は、経費として、数千万円もかからないと思いますので、この辺を検討されるのか、もし検討されているのであれば伺いたいのですが、いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） ただいま、佐藤議員より、リフォーム的な考えを含め、庁舎の構造上の問題で考えてはどうかとのご提言、ご意見をいただきましたが、先ほど、町長の答弁でも申し上げたとおり非常に気密性が高いことで、窓がどちらかということ引き違い窓ではなくて、15度ぐらいしか開かないものが庁舎の窓になっておりまして、それを改造しなければならないということですので、金額的な部分は、まだはじいておりませんが、その意味では、若干、検討をさせていただいて、金額的な部分も含め、やっていきたいと思います。ただ、現在、議場周辺は、ちょうど佐藤議員の上に火災時の排煙窓を開け、通風を現在確保している状況です。火災の通風の窓につきましては、構造的に常時開け閉めするものではないので、非常に故障も多いということですので、その意味で何とか直しながらも現在、通風を確保していることですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 担当課の答弁にありましたように、確か、前回の上原議員の質問だったと思いますが、1階の温度と2階の温度、2階の奥にあります教育委員会管理課の温度は、2、3度ずつ違いますので、1階はなぜ涼しいのかは風が入るから違うということで、今、担当課で検討することですが、窓を横開きにするぐらいの金は、何百万円もかかりません。これぜひ、ひとつ検討していただきたいとお願いしておきます。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 引き違いの窓の価格ですが、現在の窓は、高層ビル用のサッシを利用していますので、多分、箇所数にもよると思うのですが、何百万円ぐらいの単位で難しいと気もしていますので、1個は何十万円単位なので、改めて、通風の道の確保も含め、なるべく安く上がるような方法を検討したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 検討をよろしく願いいたします。

3点目の光熱水費の件で、今、町長の一答目の答弁にありまして、およそ了解した訳ですが、財政健全化戦略プランを実施した19年から急に大きな変化として、維持管理費が変わり、当時で中身をみますと130万円から150万円ぐらいの減額になったのですが、これは主に清掃等の委託であります。役場に入りますといつも業者の人たちが掃除し、ご苦労さんと言ってくれていましたが、削除が決まった時に「佐藤さん一生懸命がんばっているけど仕事減ったね」と言われました。それは私をほめたのか、どうなのかわかりませんが「いいんですよ私たちは」と言って通りすぎましたが、先ほども町長が言いましたように、今、家庭でもそうですが電気の消費は、今、電化製品がありますし、職員の机を見ても、大きな機械を皆持っていますから、なかなか電気料の削減は難しいとは思いますが。電気料金も何かうわさでは、今度上がるようなお話もございますし、その意味で

は、減るのも難しいかもしれませんが、前回の財政健全化戦略プランの中で、掃除業者の経費だけが全面的に出ている。これは、職員の皆さん方が自分の周りを掃除したのが一番の要因と私は思いますが、できれば他の面での削減にもう1つやはり工夫を凝らしていただきたいと思います。ちなみに参考までに申し上げますが、庁舎、スポーツセンター、公民館の3施設、温水プールは除きますが、この3施設で維持管理費と燃料費、光熱水費は、近年でやはり5,900万円ぐらいかかっているのです。これは多いか少ないはよくわかりません。それだけかかるのかどうかは、数字を並べてみますとこの3年間のいわゆる燃料費、光熱水費、維持管理費を含めると大体3年間で5,900万円でありますので、そのことも含めていろいろご検討をいただきたいと思います。

それから、この間テレビを見ておりましたら、内地の暑さと北海道の暑さ、訓子府はたまたま沖縄より暑いことがありますから、極端に比較はできませんが、スーパークールビズとし、職員は、例えば、アロハシャツ、ポロシャツ、半ズボンまで視野に入れ、検討していいとの話もありますし、高橋知事は、このことについて、テレビで聞きますと北海道らしく、上品な形のクールビズをわきまえて各自治体でやることにしてはどうかとのテレビ番組がありました。その辺も少し、どこまで脱げば涼しいかわかりませんが、いろいろご検討いただきたいと思います。

最後に「敬老祭」のあり方について、これは大した大きな問題ではないのですが、平成22年度第59回の町内「敬老祭」の開催内容につきましては、招待者等からの意見も取り入れて、飲食をしながら、参加者同士が交流を楽しめる内容へ変更し、出席者からは好評であったと伺っています。

さらに、今後の内容について、出席者からの希望がございましたので、以下の件について考え方を伺いたいと思います。

1として、各節目の招待には理解もでき、次回の招待を楽しみにしておりますが、出席できる節目のバランスとして、現在の「半寿の81歳」を「傘寿の80歳」から「米寿の88歳」の中間年である84歳にさせていただけないかということでもあります。これは、75歳から順次行きますと2年か3年ごとに招待されるが、この間が長いので中間にしてほしいとの意味であります。

2として、高齢者は、町の発展に尽くされた最大の功労者であります。町民は、その労苦の功績に感謝し、敬愛の精神を持って「敬老祭」として、より祝意を高める意味合いからも、今年からは、民間の自由な発想とより楽しく新たな企画に期待し、主催を民間主体の「敬老祭」としてはどうかであります。この2点の考え方について伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 敬老祭のあり方について、2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「出席できる節目のバランスとして、半寿の81歳を傘寿の80歳から米寿の88歳の中間点である84歳にできないか」とのお尋ねですが、昨年から実施している節目の方を招待しての開催につきましては、議員も言われているとおり出席された方には大変好評だったと感じているところですが、半寿の81歳から米寿の88歳までの間隔が開きすぎているという議員のご指摘はごもっともと考えておりますので、実施の方向

で、前向きに検討させていただきます。

次に、２点目の「主催を民間主体の敬老祭にしてはどうか」とのお尋ねですが、「高齢者は、町の発展に尽くされた最大の功労者であるので、その労苦の功績に感謝し敬愛の精神を持って敬老祭を開催すべき」と議員が言われることについては全く同感ですし、毎年そのような気持ちを持って、開催させていただいているところです。

また「民間の自由な発想とより楽しい企画に期待して」との考え方もございますが、直接関係団体に意向を確認はしていませんが、責任を持って敬老祭を継続実施していくことは現状で難しいのではないかと考えておりますので、歴史的な経緯も含め、従来どおり９月１０日は、全町的に町が主催する敬老祭として実施し、敬老の日は地域や家庭で高齢者に感謝の意を表する意味での行事をお願いしたい。このような考え方がよいのではないかとと思うところでございます。

昨年の敬老祭での商工会から、うどんやそばの提供をいただくなど協力をいただいておりますので、今後も町内の各団体のお力添えをいただきながら、開催したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○２番（佐藤静基君） よくわかりました。内容を理解させていただいて感謝いたします。そのほかに改善の希望として出した民間主催の点であります。敬老祭では久しぶりに同世代が集まる。要するに８０歳なら８０歳世代が集まる。そのことから、懐かしい人との再会を楽しみとして、知人を探したと。去年は３５．７％の出席ですから、１２７名ぐらいの出席率でしたので、会場を少し私はのぞいてみましたが、丸テーブルに地域ごとで固まっておりました。その状況の中で、出席名簿がないのは不便であり、非常に、あの人は元気かと思ひながら探していた人もいた。なかなか高齢者とはいいいながら歩けない人はいないので、結構元気な人が多くいた訳ですが、名簿がほしいということでした。これには当然、個人情報などのこともあります。そのことをうちの議会事務局長に調べてもらいましたが、大きな罰則もない。主催者が責任を持てばいいとのことで、確かに深く考えれば、個人情報で問題になると言いますが、その辺の見解もありますので、私はぜひ民間と言っても私の言っているのは、できれば商工会なのですが、その中で、改善できないだろうか。民間主催で行う場合、私は常日頃考えたのですが、今、町長が申し上げましたように訓子府町の最高の功労者であり、かつて昔は私の母親が婦人部で元気な頃は、各公民館、部落で踊りを踊って、豚汁を作ったりし接待したのです。青年は送り迎えをしていました。町の主催になったのですが、やはり日頃から町長が言っているように住民参加のきっかけとして、私はこの事業は、民間での主催が無理だということであれば、できるだけ商工会と相談する方向でやれそうな気がします。ある主催者側、商工会で協議が必要と思います。今回８０数万円の敬老祭に対する予算が出ておりますが、その枠内でやるのが難しいとするなら、例えば参加者負担として、１人千円でもけっこうですので、実践会から数千円の補助金負担をお願いしてできないかと話もございました。町長が申し上げましたように敬老祭には、５９年間の長い経過もございますし、従来の方法で残すべき点は、大変多いと思います。今回の７５歳以上が約千人を超えましたが、実際、今現在、約４００人、節目で該当者がいるようですが、この節目の敬老祭の改善を機会に今回も招待される側、開催する側に広く意見を求めて、より楽しんでもいただけるような方向で取り組んでい

ただきたいと思います。実は、昨年この件につきまして、担当課に相談に行った時、時期も遅く、8月に入っていたので、事業は発注しているので、今年は無理なので、よく考えますので、次年度にもう一度、この考え方について、示してくださいとのこともあり、6月の少々早めでしたが、今から検討をしていただきたいと思います。改めて今、町長からおおまかな答弁がございましたが、敬老祭への思いとして、最後に何かあれば伺いまして、私の質問は終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2つの質問をいただきました。

1つは、やはり同期生が集まった中での名簿の公表をしてもらえないかということです。ここ5年間の中で、例えば成人式、敬老祭、入学式等の名簿の公表もしていない状況でございます。それが個人の秘密に関することではなかなか公表が難しいことがありますから、やるとすれば出席者のご同意をいただいて、名簿を公表できるかが、まず原則であります。一般的には、各自治体ともに名前を出さない状況は間違いありませんので、この点のところは、もう少し詰めてみたいと思います。

2点目の一例として、商工会に敬老祭を委ねることを含めていくとこのことも解消されるのではないのか。商工会長とは、直接この点について話したことはございませんが、例えば、公職者の新年交礼会があります。1月5日に議員や町内会、実践会、各町内会の役職をもっている方等々の集いがございます。私は、この点について、むしろ商工会でやっていただきたい。中止しているところも出ていますし、敬老祭もやめているところも結構出てきている状況で、むしろ会費で例えば1,500円を町で集めているのであれば、3千円とり、政治家も自由に呼んでいただく形で、商工会がやることで活性化につながるというこの提案もしておりますが、現実的にはいろいろな条件があり、快諾はいただけませんでした。引き続き、町でやるかどうかも含めて、私どもは判断をしていかなければならないと思っています。今年も実は町が主催してきた経緯がございますので、さらに人数も対象者が多く、楽しみにされている敬老祭という行事を民間に委ねることが本当に冒頭言いましたように継続して実施していただけるかについては、非常に厳しい状況と私は商工会に限定していいですと請負ってやれる状況かどうかも含め、私は厳しいと認識しておりますので、改めて議員の提案でございますので、商工会にこのような提案がありましたが、いかがなものかと真意を確かめながら、今年の敬老祭に向けて、どのような開催方法をするのかも含め、検討をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） これで終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで、午後3時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、河端芳恵君発言を許します。

河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。質問に入ります前に一般質問通告書の訂正をお願いいたします。2枚目の6、住民基本台帳カードとしたつもりなのですが、字が入れ替わっております。ここを住民基本台帳カードとしてください。

通告書に従いまして、町長に質問いたします。

災害に備えた安心・安全施策の見直しの考え方について伺います。

3月11日に起きた東日本大震災による地震、津波の被害は甚大で、3カ月を経過した今でも、死者1万5千人、いまだ行方不明者が8千人もおり捜索が続いております。

また、福島原子力発電所の放射能漏れによる健康被害の不安、農水産業、工業などに及ぼす被害は図りしれないものがあり、解決のめどさえ立っていません。

なかなか復興が進まず、まだ義援金なども届いていない地区も多く、被災地の方々の苦難を思うと心が痛みます。

災害の少ない本町ですが、これまでの安心・安全を守る施策を見直しする必要はありませんか。

1、町長は、5月に被災地を訪れ、被災現場を目の当たりにして、本町の安心・安全施策の見直しをどのように考えて、どのように進めますか。

2、3月定例会でも質問しましたが、緊急通報システムを10月から民間に委託することに問題はありますか。

今回の大震災を受けて携帯電話の有効性が広く認識されましたが、携帯電話を導入するなどの考えはありませんか。

3、緊急医療情報キットの設置と活用は、できていますか。

4、消防の広域化により、緊急通報の仕方が難しくなりましたが、各家庭に地番、緊急連絡先などを表示したシールを配布するなどの対策の考えはありませんか。

5、高齢者、障がい者地域見守りシステム構築事業、災害時要援護者支援台帳整備などさまざまな制度が考えられていますが、連携・運用活用の方法をどのように進めますか。

6、住民基本台帳カードの無償交付を65歳以上の希望者に7月からはじめますが、これを障がい者にも拡大する考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、河端議員から「災害に備えた安心・安全施策の見直しの考えは」について6点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「本町の安心・安全施策の見直しと進め方」についてのお尋ねでございます。

私は、5月の連休を利用して東北地方の被災地を訪れ、ガレキの山と化した光景は、この世のものとは思えない惨状でありました。

東日本大震災は、マグニチュード9.1の大地震、大津波により一瞬で生命の危険にさらされたことや福島原子力発電所の災害を伴う未曾有の大災害であり、本町では到底考えられない規模の災害であることをご理解いただきたいと思います。

東北地方の被災地の現状を見る中では、町長としての責任を負う重大さや災害の少ない環境の中で、職員としての危機感を持つことの重要性を感じながら、災害対策基本法第1

条により定められている「訓子府町地域防災計画」の職員の任務を徹底、理解させることや議会でご意見をいただいた気象警報や緊急地震速報に対応する「職員非常時連絡及び非常招集要領」を定め、本年4月1日から運用を開始したところでございます。

また、今回の震災を教訓に「訓子府町緊急物資等の備蓄ガイドライン」を定め、補正予算にも提案させていただいておりますが、今後計画的に食料や毛布などの生活物資等の備蓄を推進してまいるところでございます。

今後は、各種広報などで、住民の食料備蓄を啓発することや防災訓練などで周知に努めるとともに国、北海道と連携した備蓄について検討してまいります。

次に、2点目の「緊急通報システムを民間に委託することに問題はないか、また携帯電話を導入する考えはないか」とのお尋ねでございます。

消防通信の一元化や設備の老朽化などもあり委託先を変更するものであり、特に問題はないものと考えております。

また、通信回線は従来の電話回線を使用することとしておりますので、現状で携帯電話の導入は予定しておりませんが、近隣市町と共同歩調を取りながら進めてまいります。

次に、3点目の「緊急医療情報キットの設置と活用はできていますか。」とお尋ねですが、緊急医療情報キットについては、5月31日現在で232世帯、315人に配置しておりますが、現在も広報や地域担当職員制度を利用し啓蒙、普及に努めてまいるところでございます。

また、緊急医療情報キットは、11件の救急搬送時の際に利用され、緊急連絡先への迅速な連絡や救急医療機関への引き継ぎなど有効に活用されています。

次に、4点目の「各家庭に地番、緊急連絡先などを表示したシールを配布などの対策」についてのお尋ねですが、平成20年2月の北見地区消防組合の消防指令一元化に伴い、「119」番が消防本部指令に通報され、最適な緊急車両へ出動命令が出されるシステムとなっており、近隣の消防支署からの特殊車両などの支援や救急搬送時の他支署からの救急車の手配など有効に活用されております。

また、シールの配布につきましては、各家屋の地番を記入するシールを平成20年2月に全戸に配布したところでありますが、今後は、配布対象者や表示情報も含め、検討してまいります。

なお、緊急時連絡先は、緊急医療情報キットの項目として記載し、配置することにしてありますのでご理解願います。

次に、5点目の「高齢者・障がい者等地域見守りシステム構築事業と災害時要援護者支援台帳整備の連携・運用方法」の進め方についてのお尋ねですが、高齢者・障がい者等地域見守りシステムは、災害時要援護者台帳のデータを基本にビジュアル的に地図上に表示される機能があり、逆に地図をクリックすると台帳が表示される機能も併せ持っているものでございます。

第1回定例会の一般質問でもご意見をいただきましたが、火災発生現場が特定されると現場周辺に居住される災害時要援護者に登録されている方が表示され、延焼に備えた避難などにも活用できるものと考えております。

また、運用につきましては、現時点では消防署訓子府支署、福祉保健課、総務課の端末での情報閲覧ができるシステムを構築し、今後は、地域の方のご協力を得る中で、地域で

のシステム運用を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、6点目の「住民基本台帳カードの無償交付を障がい者にも拡大する考えがありますか」とのお尋ねであります。住民基本台帳カードは、行政手続きのインターネットを利用した電子申請の際に本人であることを証する電子証明書を取得する時や顔写真付きの場合は公的な身分証明書などに使用できるものであります。

特に、近年は様々な法律上の制約により、役場や金融機関などで本人確認のための顔写真付き証明書の提示が求められることが多くなっています。

このため議会の中でも公的な身分証明書としての住民基本台帳カードの無料交付について、ご意見をいただいておりますが、7月から運転免許証の返還などで公的な身分証明書を持たないことが多く見込まれる65歳以上の高齢者は、希望により無料交付することとしたものでございます。

お尋ねのありました障がい者への無料交付の拡大につきましては、障がい者の皆さんは公的な身分証明書となる障害者手帳等をお持ちであることもあり、先にも申し上げましたように当面は65歳以上の方に限り無料交付したいと考えております。

つきましては、障がい者への拡大は、今後の状況をみながら検討させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

住民の安全、安心を守ることは自治体の最優先課題であることを確認しながら、今後も地域の皆様の協力を得る中で、住民の方が安心して住むことができる「やさしいまちづくり」に努めてまいります。

以上、質問のありました6点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 実際、町長は被災現場に行って、いろいろなことを感じられ、今また補正でいろいろなことも盛り込まれております。お伺いいたしますが、今回の補正でアルファ米、毛布などの備蓄を考えているようですが、災害対応備品等整備事業として、総額で175万1千円があります。これはほかにどのようなものが含まれていますか。

それともう1点、今回、被災地で停電があり、今、IT化でいろいろな情報が停電することによって、機能がマヒし、情報が取れなくなっている。また、データが流出したり、いろいろなことがありました。停電の時の対策として、発電機などは、どのようなようになっておりますか。

また、いろいろなデータのバックアップ体制などは、心配ないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、3点ほど再質問いただきました。

まず、1点目の補正対応したアルファ米等の金額部分ですが、今回、補正提案している部分につきましては、78万1千円で、アルファ米が90キロ、クラッカーが5キロ、毛布が80枚、おむつ等につきましては、約240枚を当面23年度については、その形で整備していくのですが、先ほど副町長から説明いたしました。備蓄ガイドラインにつきましては、当面、27年度までの計画として、24年度につきましても毛布80枚、アルファ米90キロ、25、26、27につきましては、先ほどのとは違うのですが、発電機等々を整備する計画でおります。

2点目の停電の対策等々でございますが、当面、役場庁舎につきましては、災害対策本部設置個所でございますので、屋上に発電機がございまして、油炊きの発電機であり、すべての電源が確保される訳ではないのですが、パソコン等々の機器の電源は確保されることで、今、500リッターの家庭用ホームタンクで、概ね19時間電源確保ができる整備をしております。

あわせてデータ等々の保管ですが、例えば、今回、東北の状況をみると津波で、全部庁舎が流されたところにつきましては、住民基本台帳は、都道府県が閲覧の権利があることで、データの、外部にあるサーバーにすべての部分が、住基台帳として残っている。それと戸籍の部分ですが、うちはまだ電算化されていませんが、その部分についても、デジタル化された後については、法務局等々に残るような話を聞いています。本町については、今、2階に電算室がございまして、そこにサーバーがございまして、それ以上の水が来ない限りは、データの確保されると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 先ほど、補正の中で78万円1千円、アルファ米、ジャケットなど、いろいろな話がありました。当初予算とあわせて、175万1千円になることで、そのほか、どのようなことだったかとお聞きしたかったのです。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 資料を持ち合わせていないのですが、当初予算の備蓄計画については、予算組みの時点で、主に、本町は水防関係の備品を備蓄していることで、たまたま今年度については、大型土嚢、ほとんどが今、大型の機械で現場等をやりますので、1m³クラス的大型土嚢を少し大目に400枚をオーダーで買い入れしてございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今回たまたま暖かい時期でしたが、例えば、この地域の冬は、かなり何かあった時に大変と思いますが、冬に対する備えは考えていますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 冬に対する備えの部分でございますが、現在、備蓄品については、毛布が80枚。今回補正で、80枚を計上させていただきまして、来年以降、240枚を追加することで、合計400枚の毛布を用意することと先ほどご説明いたしました。25年以降に45kwの発電機を用意することで、灯油ストーブ等々の電源確保等も含めて、対応していけるかと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今までほとんど災害のない訓子府でしたので、やはり災害に対する備えは、なかなか思いつかない部分があります。それでやはり訓子府は訓子府なりの災害に対する対応の考えがあると思いますので、今いろいろお伺いしましたので、長期的に考え、対応されることで、ぜひよろしくお願いいたします。

災害弱者緊急通報装置について伺います。

これは3月にも伺いましたので、またかと思われると思いますが、今までは、緊急通報システムで、独居高齢者で体の不自由な、独り暮らしで心配な方に設置して、今、80台

あるうち71台設置していることですが、10月から札幌にある北海道安全センターに、この業務を委託されることで、その時の説明の中では、緊急の対応と相談を両方兼ね揃えた機能を持たせるような形でのお話を伺ったのですが、今回、震災を得て、本当に訓子府で緊急のボタンを押した時、札幌のこのセンターできちんと対応ができるのかすごく不安に感じるのですが、近隣で、北見市、置戸町と広域で考えるということだったのですが、その後どのような進捗状況なのか伺います。

また、今回の震災で固定電話がほとんど機能しないため、携帯電話の有効性が見直され、この震災を機会に携帯電話を持たれた方も私の身内にかなりいます。北海道でも白老町は、人口2万人ぐらいですが、高齢化率は訓子府と同じくらいで33%ある中で、この緊急通報システムに変わるものとして、携帯電話を活用しているということなのです。それは、普通の携帯電話と違って、元気確認、相談、緊急など、普通の携帯電話と機種は違ったものなのですが、今回、原発事故で福島県飯館村の避難先がかなり多岐にわたっていますので、その避難者に向け、この携帯電話システムを導入したということなのですが、その辺も含めて、緊急通報システムと携帯電話の導入の考え方をお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 緊急通報システムに関しまして大きく2点のお尋ねかと思いますが、まず、札幌にある北海道安全センターに委託をすることで、基本的に今までは、消防に通報が入っていた訳ですが、消防通信一元化や今、町が所有している設備なのですが、老朽化しており、更新の時期を迎えていたことであります。それで今回は、安全センターで機械をリースし進めることで更新をします。それから通報に関しては、誤報が9割以上あるとの問題もございまして、消防でも誤報ばかり入ってくるとやはり業務に支障が出るとの問題もございしますので、安全センターで誤報、正報でもとにかく通報を受け、正報のみこちらに連絡してくる。そのほうが進め方としては、効率的であると思っておりますし、それから安全センターのコールセンターでは、看護師や社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員など専門の方が対応することで、緊急性がなくてもいろいろなお年寄りの相談にも応じるとのことで、今よりは、相当メリットが出てくると考えているところです。

もう1つのお尋ねの携帯電話の部分でございしますが、今、想定しておりますのは、固定電話と想定をしております。今、携帯電話の部分では考えてはおりませんでした。今後勉強はさせていただき、ただ、今言われた白老町がそのようなシステムを導入していることは、私自身存じなかったこともありますし、ただ、携帯電話の部分で、高齢者に馴染むのかと私自身は、疑問な部分もあったりするものですから、課題というのか、勉強をさせていただくことでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 緊急通報システムを設置する場合は、2人だったと思いますが、協力員が必要なのです。それで通報があった場合は、協力員に連絡が行って、協力員が確認に行ったり、いろいろなことをするのですが、その情報を安全センターに全部行って、そこから協力員なりに確認をしてと今までと方法は同じということですね。ただ、これは全道各地から寄せられる通報で、訓子府町の確定方法がなかなか難しいと少し心配があるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） システムの細かい部分については、お答えできない部分もございますが、センターで確認した場合、協力員や役場福祉保健課などに連絡を入れていただくような対応を取ることで、今進めているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今まで、誤報が多かったのは何よりというのか、緊急でなくよかったということも言えるのですが、やはり本当に緊急な場合、きちんと対応できるのか、その辺いろいろな詰めをして、作業を進めてほしいと思います。災害弱者緊急通報は、災害弱者として、今までは、65歳以上の独り暮らし、もしくは体の不自由な高齢者世帯ですが、この災害弱者のとらえ方ですが、これは防災白書など、いろいろなことで災害弱者のとらえ方が、分かれていると思うのですが、災害時に不利になる人。大地震や集中豪雨などの大災害に普通に行動し、避難することが困難な人として、その中には高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、乳幼児、日本語が理解できない外国人などの方々が災害弱者になっておりますが、今ここでいっています今までの緊急通報装置は、あくまでも65歳以上の区分けですが、適用範囲は変わりませんか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 基本的に対象者は、委託先を変えても今までと同じ考え方です。ただ、厳密に言えば要綱の中では、町内に居住する概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者等で、ある程度柔軟に運用できるような要綱のつくりにはなっておりますので、概ね65歳以上ですし、高齢者等という表現をしてございますので、単純に65歳でばっさり線を引くとの意味合いではございません。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） わかりました。いろいろな制度が国の予算で、また、高齢者向け介護保険を適用したものなど、いろいろな制度がありますので、とてもわかりづらいものがありますが、その中で高齢者緊急医療情報キットケース、今のところ235世帯、315人分で、これも有効に救急車などの対応に利用されていると今伺いました。私は、たまたま今月初旬に出先で遭遇したのですが、高齢者の方が倒れられたのです。自宅に行けば、その方は独り暮らしなので、医療情報キットがあることはわかっていたのですが、倒れられ意識がないまま、鍵がどこにあるのかもわからないので、救急車を呼んで、その時に救急隊員の方が適切な処置をしていただいて、この症状でしたら、小林病院がいいのではないかということで、小林病院に搬送していただきました。その時につくづく思ったのですが、自宅で具合が悪くなった時は、緊急医療キットは、すごい有効と思うのですが、出先で具合が悪くなった時、本当に大変と思いました。その時は、たまたまその方を知っている人が集まっているので、この方の身内や親戚がどこにいるか分かっていましたので、皆で手分けし、連絡しました。つくづく思ったのは、住基カードにも関わってくるのですが、やはり今、高齢者の方は、自分も含めてですが、やはり自分がどこの誰で、連絡先などを持ち歩く必要があると本当に考えました。それで住基カードのこともやはりこれはいいことと思いました。

それと少し前後しますが、緊急通報は、今、消防が広域化になりまして、北見に入り、そして、火事、救急などの連絡をしなければいけませんが、例えば、訓子府消防支署

ですと今までは、訓高の近くの河端ですと言えばわかって来ていただいたのですが、自分がこの電話をできたらいいのですが、たまたま通りがかりの人や近所の人が、通報したりする場合、意外と地番など、いろいろわからないことがありますので、5月に東幸町で高齢者を対象としたふれあい交流会があり、その時に消防の方が来て、火災警報器を設置していない方は、ぜひ付けてくださいとか、付ける場所は、このようなところにしてくださいなどのお話もされました。その時、消防の方へお願いした時は、自分が必ずしも緊急の電話をする訳ではない。通りがかりの人もあるし、全く見ず知らずの人が通報することもありますので、その地番が何番地で、緊急連絡先は、医療キットがある場合、それを見ればいいのかもかもしれませんが、ない場合は、誰でもわかる電話のそばに何番地でどのような状況かわかるようなシールがあるといいですとのお話をしましたら、今回6月の広報に早速このようなものが入っていました。これはいいもので、ぜひこれを書いて張っておけば、誰が来ててもわかることで、迅速な対応をしていただいてありがたいと思います。ただ、印刷裏があったりして、少し見づらいこともありまして、せっかくこのようなものが入ってきたのですが、結構知らないで、見ない方も多いと思いますので、このこともぜひ民生委員の方やいろいろな町内の方も含め、意識しておいたらいいと思いますので、もう一度いろいろな広報などお知らせしていただきたいと思いますが、もう少し小さなシールのようなものは、そういうことは、かなりお金がかかるのでしょうか。お考えはいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、キットの部分、消防の通報も含め、ご質問があったと思うのですが、消防通報については、各電話登録の住所が消防指令台に表示されますので、その住所が固定電話の登録と分かっているれば、ストレートに出ます。

ただし、消防は確認のために必ず聞かなければならないことがありますので、消防本体としては、大体の位置は分かっている。それと携帯電話につきましては、年度は分からないのですが、最新型携帯電話であれば、ほぼ、10mから20mの範囲で探知できるそうです。

また、古いやつは300mか400m離れる可能性はあるのですが、救急通報は、消防側として、そのような理解というか、そのようなシステムになっています。

ただし、本人に必ず聞かなければならないことがありますので、もしずれた場合とかは、大変なことになりますので、その場合があるということをまず1点ご理解いただきたいと思います。

それとシールの部分なのですが、さまざまな情報があることで、先ほど、町長答弁でも申し上げましたが、司令一元化の時に家屋番号、要するに住所をかけるシールとして、は20年2月に各家庭へ配ってございます。ただ、そのシールについては、地番しか入らないということもございますので、全員が全員必要か、特に、高齢で単身の方の情報も含めて、先ほどの答弁の繰り返しになりますのが、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 先ほど、高齢者緊急医療情報キットで、聞き逃しがあったのですが、消防に機械は、ないのですか。例えば、先ほど話したように出先で何かあった場

合、その方は情報キットを備えていることがわかってはいたのですが、消防にその控えがあれば、話がすごくスムーズに進んだので、消防に控えがなく、総務課にあるとの話ですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 時期的にどの時期かわからないのですが、もし最近のことであれば、情報的に行きわたっていなかったことも含め、お詫び申し上げたいと思いますが、現在の台帳情報については、消防と福祉保健課、総務課で閲覧ができるように町のサーバーへデータを保存し、システム化しています。先ほどの質問の中にもございましたが、障がい者、高齢者等の見守りのシステムを稼働すると同様に、今度は地図をクリックすると要するに地番と名前を言うていただくと台帳情報が出てくるようなシステムになってございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 高齢者・障がい者等地域見守りシステムは、住民に光をそそぐ交付金の中で、23年5月から24年2月にかけて、総事業費252万円で設置し、マップをつくることですが、今、例えば、福祉保健課、総務課にあっても夜間は、本当に必要な時、なかなか情報が手に入らないため、消防とは、どのような形になるのでしょうか、それとか町内会もそれぞれいろいろな見守りマップづくりをしています、どのようにリンクするのか、別なものなのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 高齢者・障がい者地域見守りシステムの関係なのですが、基本的には消防と先ほども言いましたが、福祉保健課と総務課が閲覧できる。町のコンピューター室にサーバーを置いて、パスワードで管理をし、システムを見れるということです、夜間や火事、交通事故等については、総務課の防災も出ていきますので、その部分では、対応をある程度できるかと思いますが、単純に救急の部分でいきますと消防側でマップを開いていただき対応できるような形と思います。

あともう1点、町内会とのリンクの関係なのですが、どうしてもシステム的に高額ということもありますので、現在考えている部分については、同じマップで印字、プリントアウトした部分を町内会の会長、庶務等々と共有できればと思っていますが、システム入札を来週予定しておりますので、今後、町内会等々にはご協力をお願いすることも含め、要請してまいりたいと思っています。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今回、大震災を受けて、私も身内が石巻、仙台と被災したもので、安心、安全、それと地域との連携、親戚、いろいろなグループとの連携、いろいろなネットワークが多ければ多いほど網目から落ちる人が少なく、いろいろなことでネットワークを広げ、いろいろな人を救うことが、大きな課題と思います。それで、いろいろな制度が構築されようとしておりますが、本当につくったものが有効に活用して、本当に1人の不幸を見逃さない制度となるように要望し、私の一般質問を終わります。

町長、すみません、今までの中で、もし思いがありまらお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 過去に新潟県の^{おちや}小千谷市長の関氏が書いた中越大地震の叫びとし

て、関市長の本を紹介しながら、もし私の町では、どうだったら、どうなるのかも含め、今、鮮明に残っております。最近、北海道新聞で今日の話題として、宮城県栗原市の例が載ってございました。例えば、この地域は、今回、被災しましたが、死者と行方不明者が1人もいなかった市であります。それは、津波の被害がなかったこともあるでしょうが、とにかく激震を受けている自治体が、犠牲者ゼロということについては、非常に驚きだった紹介をされています。この市は7万6千人の県内有数の米どころですが、2008年、今から3年前のちょうど今頃、宮城県内に内陸地震があり、死者17人、行方不明6人の犠牲を出した市でもございまして、その時の教訓によって、この市は、耐震やあるいは防災に対する強化をしたと紹介が載っています。

マクロ的に言いますと1つは、住民が自ら備えなければならないことと行政がやらなければならないこととであります。それは北海道や国の責任等も含め、きちんと整備していかなければならないことがあるのと思います。

例えば、この市でいきますと約1,200万円を投入し、ヘルメットを全戸に配ったことが1つ挙げられています。

さらには、市内に255ある町内会のすべてに自主防災組織をつくり、避難や緊急救命の訓練を日常的に重ねてきたことであります。

さらに、民生委員が体の不自由なお年寄りや障がいを持った方たちに避難誘導をする方法も具体的に考えてきた。

さらに、3年間で非常に防災意識の高揚につながったことなのですが、さらに、市の職員は、自宅の耐震補強、家具の倒壊防止措置をとることなどを含め、奨励したことから、犠牲ゼロの状況を生み出したとの報告をマスコミで紹介をされています。

改めて私は、今回の被災に関係して安心、安全の防災について、どうあるべきかと5人の議員の方からこれらに共通しいろいろなことで訓子府は大丈夫かと今日、明日といろいろな質問が出されると思いますが、いずれにしても今、性急にということよりも、この東日本大震災の教訓を踏まえながら、私たちが行政として成しうることと住民としてやっていただくことや一緒になってやることをきちんと整理した上で、私は改めて不足する部分、やらなければならないことを提案する時期が、遠くない時期に来ると大局的には考えているところでございます。

例えば、避難場所については、ハザードマップ等をご覧いただいたらお分かりですが、各学校を想定しています。この学校がもし使えなくなったらどうなるのか。停電になったらどうするのか。これも東日本大震災の中でも非常にいろいろな課題としてあがっています。文部科学省にこの間行って来て、学校の発電装置あるいは、トイレの拡充などのこと等も含めた対応が国として、補助する考え方はないのかを含めて確認してきましたら、今、着実に準備を進めているとのことであります。この数年のうちに徐々に耐震あるいは、私どもの町で言いますと直下型の地震とダムの倒壊に伴う、右岸、左岸の堤防が決壊した時の災害を想定することしか考えられませんが、いずれにしてもその中で、ここが水没することは、北見市内は全壊、全滅するなども含めて、具体的なイメージを持ちながら、私は中長期的な災害の対応策を自治体として、きちんとしていかなければいけないと思っております。

その点で細かなことでいきますと今、河端議員が言っていた災害弱者と言われて

いる災害弱者通報システムの電話のところを簡単に押したりすると消防に行く、消防から確認するのは、北見消防組合です。もう1つは、民間に委託し、この地域は安全センターに委託をしながら、よりきめ細かな対応をしていくことの回答をいただきながらやることにしていますから、これは近隣の安心、安全も含め、推移を見守りたいですし、今、河端議員が言われた心配についても具体的に詰めながら、私は後退させることは絶対あってはならないと思いますので、前向きに検討を深めていく必要があるのではないのかと思っています。

それから、緊急医療キットについても、去年から始めた制度で、冷蔵庫の中に入れている。自宅にいない場合はどうするのかとして、かつてペンダントを持たせたことがあります。それから認知症の方については、無線装置を持たせ、実は日本のどこに行っても、その方が、わかるシステムを私が確か福祉保健課長の時に、それを5台ほど購入し、やったことがあります。

しかし、これは誰も借りてくれない。実際に理屈の上では分かっているけど臨場感といましようか、なかなかできないこともありまして、とりあえずは、希望するというのか、65歳以上の一定の年代になった方は、冷蔵庫を開けたら、その人の病歴や通院している病気がわかる仕組みにした。

さらに今、伊田業務監が中心になって進めております「高齢者地域見守りシステム」については、ボタンを簡単に押すとどこの地域でどのような方々が、前回の上原議員の質問にもありましたが、ぼやが出た時に、その近所に体の不自由な方がおられるために、それらの対応はどうしているのかも含め、この見守りシステムは、ある意味で、ビジュアル的な言い方をしましたが、視覚的に消防と福祉保健課、総務課で、総体的にそれを見つめることができる。それをマップとして、町内会や実践会に配付したり、あるいは協力をしていくこともこれから詰めていかなければならない。今までは、秘密、個人の情報などのことでグレーの部分だったですが、これらについてもやはりやっていかなければならないと思っています。

午前中の執行方針の中でも申し上げましたが、例えば、副町長も置かせていただきましたので、老人クラブあるいは独り暮らしのご高齢の自宅に私自身が訪問することについても、どこの誰が独り暮らしなのかも含め、このようなこともきちんとやはり情報として、私たちが収集、保管し、活用することも含めた状況をつくっていかなければならないことであります。シールのことについても、住所があったらいいのではないのかやもっとわかりやすいものがあったらいいのではないのかというのは、これを20年度にやっておりますが、もう2年、3年目を迎えておりますので、改めてまたやり直し、あるいは補強し、再配付することが必要と考えておりますので、いずれにしてもこの大震災が3月11日に起きてから、約100日たったこの今日こんにちにおいて、この町で何を想定し、何をどのようにしていくかは、組織的にやはり詰めて行かなければならない時期と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 訓子府は安心な町で子育てもしやすいし、高齢化になり、定年退職されても訓子府に住みませんかと声をかけたりもしていますが、やはり安心、安全な町ということが、いろいろな方にわかっていただき、訓子府に住んでみたいと思っていただ

けたらいいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたしたいと思ひます。明日は、午前9時30分からです。

皆さんご苦労様でございました。

散会 午後 3時57分